

平成29年度

男女共同参画に関する年次報告書

福知山市

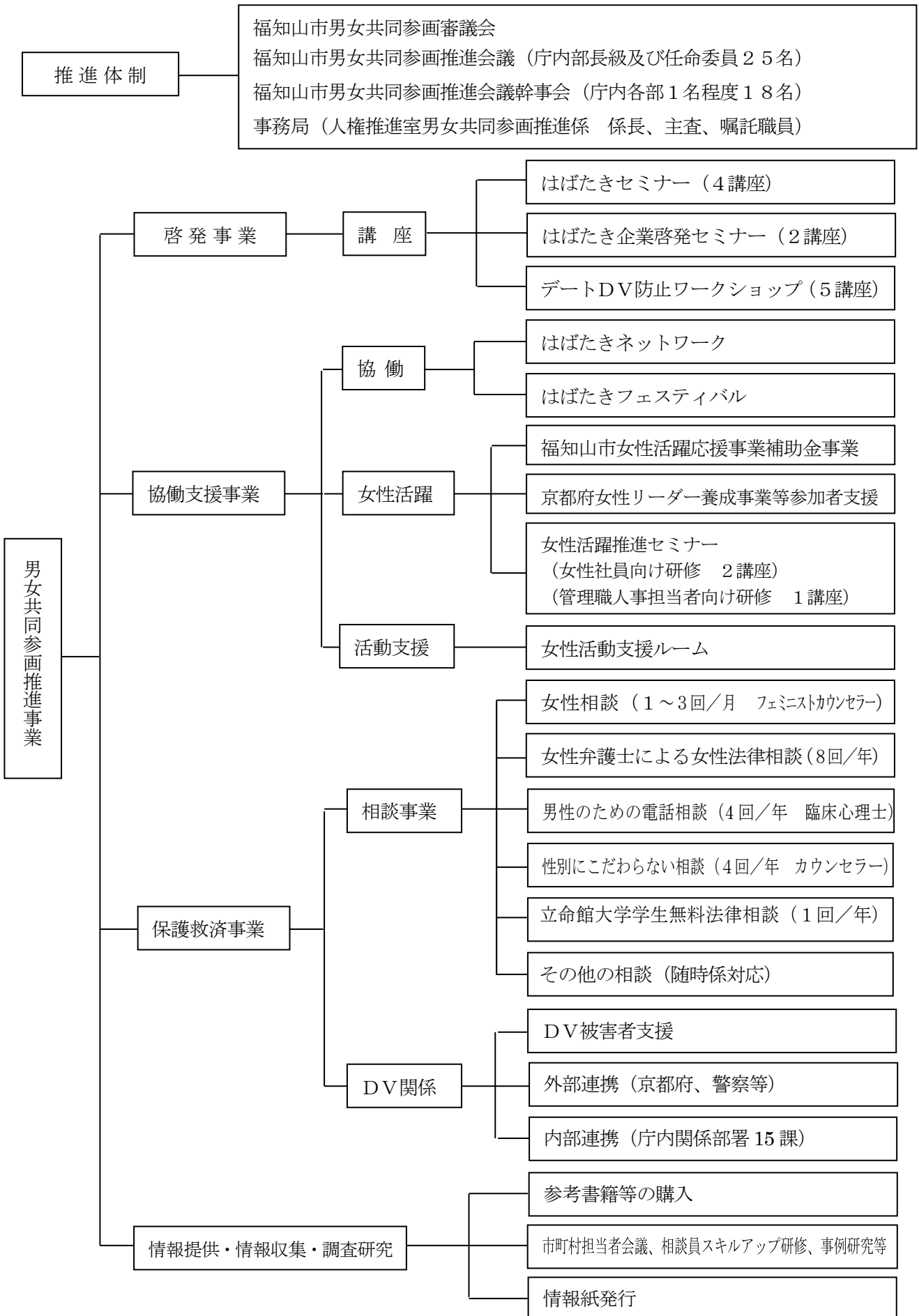
目 次

平成29年度 事業体系図	1
平成29年度 事業概要	4
平成29年度 男女共同参画推進にかかる事業調査結果	25
資料	
審議会等への女性の参画状況調査表	35
重要項目の数値目標に対する実績	39
福知山市男女共同参画推進条例	40
情報紙・啓発資料	42

年次報告書について

年次報告書は、「福知山市男女共同参画推進条例」（平成18年10月施行）第14条に基づく年次報告として、本市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況や進捗状況を示し、市民のみなさまに取組の状況を明らかにするものです。

男女共同参画推進事業体系図(平成29年度)



平成29年度男女共同参画審議会

男女共同参画審議会（全2回）		
1	日 時	平成29年7月11日（火）午後7時～9時
	場 所	男女共同参画センター 会議室2 8人
	内 容	① 平成28年度事業報告について ② 平成29年度事業計画について ③ 福知山市女性活躍応援補助金の創設について
2	日 時	平成30年2月27日（火）午後7時～9時
	場 所	男女共同参画センター 会議室2 8人
	内 容	① 「印鑑登録証明書」性別欄の削除に伴う各種例規及び様式等の改定について ② 平成29年度事業実施状況について ③ 平成29年度男女共同参画推進会議幹事会の活動報告について

平成29年度男女共同参画推進会議

男女共同参画推進会議（全2回）		
1	日 時	平成29年6月2日（金）午前10時～11時30分
	場 所	男女共同参画センター 会議室1 22人
	内 容	① 男女共同参画推進会議幹事会の取組について ② 男女共同参画推進会議幹事会委員の任命について ③ 平成28年度事業報告について ④ 平成29年度事業計画について
2	日 時	平成30年2月21日（水）午後2時～3時30分
	場 所	男女共同参画センター 会議室1 18人
	内 容	男女共同参画推進会議幹事会の活動報告について

平成29年度男女共同参画推進会議幹事会

男女共同参画推進会議幹事会（全8回）		
1	日時	平成29年6月13日（火）午後2時～3時30分
	場所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 15人
	内容	① 平成29年度男女共同参画推進係の取組について ② 平成29年度男女共同参画推進会議幹事会の取組について
2	日時	平成29年7月12日（水）午前9時30分～11時
	場所	男女共同参画センター 会議室2 15人
3	日時	平成29年8月23日（水）午前9時30分～11時
	場所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 16人
4	日時	平成29年9月19日（火）午後2時～3時30分
	場所	男女共同参画センター 会議室1 16人
5	日時	平成29年10月17日（火）午後2時～3時30分
	場所	男女共同参画センター 会議室2 17人
6	日時	平成29年11月15日（水）午後2時～3時30分
	場所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 16人
7	日時	平成29年12月19日（火）午後2時～3時30分
	場所	男女共同参画センター 会議室2 13人
8	日時	平成30年1月25日（木）午後2時～3時30分
	場所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 17人
主な活動		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画についての理解を深める教材として、職員研修資料を作成。 ・面前DVを含む心理的虐待に注目し、子どものいる家庭への効果的な啓発方法について提案。 ・審議会等の女性比率の向上に向けての取り組みを検討するため、職員向けの意識・実態把握アンケート調査を実施。課題を解決するための取組を検討・提案。

平成29年度男女共同参画推進事業概要

1 啓発事業

【啓発】

事業名	男女がともに考える「はばたきセミナー」(全4講座)	
事業概要	「はばたきプラン2011後期計画」推進事業の一環として、幅広い市民の男女共同参画のための学習の場として、男女共同参画センター等でのセミナーを開催。	
第1講座	開催日	平成29年6月27日(火) 午後7時30分～9時
	会場	男女共同参画センター 会議室1
	テーマ	セクシュアリティって何だろう～性別の垣根を越えて～
	講師	近藤 由香さん (NPO法人Queer and Women's Resource Center 理事)
	参加者数	44人
	備考	
第2講座	開催日	平成29年9月11日(月) 午前10時～11時30分
	会場	夜久野子育て支援センター プレイルーム
	テーマ	笑いヨガとわいわいトーク
	講師	CHU-トレイン(中丹地域を結ぶネットワークの会)
	参加者数	36人
	備考	夜久野子育て支援センターと共催
第3講座	開催日	平成29年11月20日(月) 午後7時～8時30分
	会場	男女共同参画センター 会議室1
	テーマ	インターネットが及ぼす危険性～リベンジポルノから身を守るには～
	講師	吉富 康成さん(京都府立大学大学院教授)
	参加者数	19人
	備考	京都府と共催
第4講座	開催日	平成30年2月7日(水) 【午前の部】午前10時～正午 【午後の部】午後1時30分～3時30分
	会場	男女共同参画センター 会議室1
	テーマ	誰もが安心できる避難所づくり体験～男女共同参画の視点から防災を考えよう～
	講師	谷口 睦子さん(京都府男女共同参画センター らら京都)
	参加者数	60人
	備考	はばたきネットワーク学習会と共催
成果課題	全4回の講座を開催。関係機関等と連携した広報周知を行い、テーマ別に学習機会を提供することができた。「LGBT」「固定的な性別役割分担意識の解消」「女性に対する暴力の防止」「防災」など、それぞれ集中啓発期間に実施するなど課題への意識付けとなるよう工夫をした。今後も幅広い世代への啓発となるよう、より身近なテーマで継続した啓発を行っていく。	

事業名	はばたき企業啓発セミナー（全2講座）	
事業概要	「はばたきプラン2011後期計画」推進事業の一環として、市内企業及び事業所を対象としたセミナーを実施。	
第1講座	開催日	平成29年9月15日（金）午後1時30分～3時
	会場	男女共同参画センター 会議室1
	テーマ	マタハラ・パタハラの起こらない職場づくりに向けて
	講師	菅原 幸子さん（一般財団法人女性労働協会 女性就業支援専門員）
	対象者	市内企業及び事業所、市民
	参加者数	53人
	備考	福知山市企業人権教育推進協議会との共催 協力：女性就業支援全国展開事業
第2講座	開催日	平成30年2月8日（木）午後1時30分～3時
	会場	男女共同参画センター 会議室1
	テーマ	誰もが働きやすい職場とは？～職場での人権研修のススメ方～
	講師	幸田 英二さん（人権ワークショップ研究会代表）
	対象者	市内企業及び事業所、市民
	参加者数	21人
	備考	福知山市企業人権教育推進協議会との共催
成果課題	企業の研修担当者や人事担当者を対象に啓発した。企業向けとして開催したが、関心のある市民の参加もあった。今後も継続して広く呼びかけ啓発していく必要がある。	

事業名	デートDV防止ワークショップ	
事業概要	「はばたきプラン2011後期計画」推進事業の一環として、市内中学校及び高校を対象としたデートDV防止ワークショップを実施。	
第1講座	開催日	平成29年6月22日（木）午後1時15分～4時05分
	会場	福知山高校
	テーマ	デートDV
	講師	人権学習サークルWITH YOU
	対象者	福知山高校3年生
	参加者数	233人
第2講座	開催日	平成29年12月14日（木）午前9時～9時50分
	会場	福知山高校三和分校
	テーマ	デートDV
	講師	人権学習サークルWITH YOU
	対象者	福知山高校三和分校3年生
	参加者数	21人

第3講座	開催日	平成30年1月10日(水)～1月31日(水)
	会場	福知山成美高校
	テーマ	デートDV
	講師	人権学習サークルWITH YOU
	対象者	福知山成美高校1年生
	参加者数	300人
第4講座	開催日	平成30年2月9日(金) 午前9時40分～12時30分
	会場	大江高校
	テーマ	デートDV
	講師	人権学習サークルWITH YOU
	対象者	大江高校1年生
	参加者数	100人
第5講座	開催日	平成30年3月12日(月) 午前9時50分～10時40分
	会場	大江中学校
	テーマ	デートDV
	講師	人権学習サークルWITH YOU
	対象者	大江中学校3年生
	参加者数	32人
成果課題	<p>市民活動団体と協働し、若年層へのデートDV防止啓発として、市内中学生、高校生を対象としたワークショップ形式による学習機会を提供できた。受講した生徒の理解としては、個人差はあるものの、しっかりと問題を受け止めてデートDVについて考える機会となっている。今後も各学校と連携し、教職員も含めて継続した啓発を行っていく。</p>	

【協働】

事業名	第20回はばたきフェスティバル		
事業概要	「第20回はばたきフェスティバル」を開催。実行委員会による企画、運営を行い、男女共同参画社会の実現に向けて参加者相互の交流を図る。		
実施内容	開催日	平成30年1月21日（日）	
	会場	ハピネスふくちやま	
	テーマ	誰もが輝ける社会の実現のために～ともに広げよう、男女共同参画の輪～	
	内容	講演会・各種イベント	
	全体会	時間：午後1時～午後3時30分 場所：福知山市民ホール 対象者：市民 参加者数：190人 ○オープニング 福知山淑徳高校合唱部による合唱 はばたきフェスティバル20年の振り返り映像 ○講演 「ジェンダー平等に向けた30年の歩み：日本とネパール」 講師 山下 泰子さん（文京学院大学名誉教授）	
	イベント	「おとう飯 男性のための料理教室」 時間：午前10時～午後1時 場所：栄養指導室 参加者数：17人	
	イベント	「バザー」 日時：午前10時～12時45分 場所：女性活動支援ルーム	
	イベント	「手作りコーナー」 日時：午前10時～12時45分 場所：会議室2 参加者数：124人	
イベント	「絵本の読み聞かせ」 時間：午前10時～12時45分 場所：ワーキングルーム兼保育ルーム 参加者数：7人		
イベント	「アニマルバルーン」 時間：午前10時～12時45分 場所：ワーキングルーム兼保育ルーム 参加者数：親子10組程度		
イベント	「こころのほぐしてみませんか？」 日時：午前10時30分～11時10分 場所：会議室1 参加者数：14人		
イベント	「防災ワークショップ」 日時：午前11時15分～12時30分 場所：会議室1 参加者数：50人		

	イベント	「カフェ」 日時：午前10時～12時45分 場所：会議室1 利用者：100人
	展 示	はばたきフェスティバル実行委員団体活動紹介 期間：1月15日（月）～2月19日（月） 場所：福知山市男女共同参画センター
		はばたきフェスティバル20年のあゆみ 場所：福知山市民ホール 「事前展示」 場所：福知山市男女共同参画センター、三和会館、夜久野支所、大江山食堂、鬼和味 内容：チラシ、はばたきネットワーク活動紹介、「パープルリボンの木」設置
実行委員会	13団体	
成 果 課 題	実行委員会による企画、運営において、講演会・イベント事業・展示を行った。実行委員は役割を分担し、企画から広報・周知、当日の運営まで主体的に取り組みを進めることができた。今年度は、20周年という記念の年を迎え、記念展示やスライドによる振り返りを行い、参加者からは懐かしむ声も聞かれ、充実した内容となった。子ども向けのイベントも取り入れ、幅広い層の参加につなげることができた。午前の部の参加者が午後の部へつながっておらず、内容や時間割等の再検討が課題となっている。今後も、セミナー等で実施するアンケートを参考にニーズを把握して事業内容の充実を図る。	

事業名	はばたきネットワーク会議	
事業概要	男女共同参画社会の実現をめざし、市内の女性団体やグループ相互の交流・情報交換などの活動を広げるためのネットワークで、女性団体の連絡調整及び育成を行っている。 (構成団体数:H30. 3. 31現在 13団体)	
第1回 会 議	日時	平成29年5月17日(水) 午前9時30分～10時40分
	場所	女性活動支援ルーム
	内容	【協議事項】 ・平成28年度事業報告について ・役員改選 ・平成29年度事業計画について
第2回 会 議	日時	平成29年10月13日(金) 午前9時30分～10時10分
	場所	女性活動支援ルーム
	内容	【協議事項】 ・はばたきネットワーク学習会について ・DV防止啓発について
第3回 会 議	日時	平成30年3月16日(金) 午前9時30分～10時50分
	場所	女性活動支援ルーム
	内容	【協議事項】 ・平成29年度事業報告について ・活動の振り返り

第1回 学習会	日時	平成29年7月14日(金) 午前9時～10時30分
	場所	女性活動支援ルーム
	内容	・福知山市の男女共同参画推進状況について ・意見交換 参加者数:24人
第2回 学習会	日時	平成30年2月7日(水) 【午前の部】午前10時～正午 【午後の部】午後1時30分～午後3時30分
	場所	男女共同参画センター 会議室1
	内容	・誰もが安心できる避難所づくり体験～男女共同参画の視点から防災を考えよう～ 参加者数:43人(はばたきセミナー第4講座と共催)
DV防止 展示	期間	平成29年11月12日(日)～11月25日(土)
	場所	福知山市立図書館中央館、ハピネスふくちやま1階、男女共同参画センター
	内容	パープルリボンとDV防止のためのハートのメッセージ、パープルリボンの木を展示し、DV防止の啓発を行った。
DV防止 街頭啓発	期間	平成29年11月14日(火)午前10時30分～11時
	場所	イオン福知山店
	内容	DV防止啓発のため、啓発物品、パープルリボン、相談窓口案内カード等を配布した。
成 果 課 題	ネットワーク独自事業として、学習会を2回実施した。福知山市の男女共同参画の推進施策や推進状況について改めて学習し、意見交流することで、ネットワーク団体の共通認識として理解を深めることができた。また、男女共同参画の視点をもった防災の学習機会として、避難所づくりを体験し、平常時からの取り組みの必要性や防災知識について学ぶことができた。また、DV防止のためのパープルリボンやハートのメッセージカード等を作成し、集中啓発期間に街頭啓発や展示する等、市とネットワークの協働によりDV防止啓発に努めた。	

事業名	福知山市女性活躍応援事業補助金
事業概要	女性が地域や職場においてその個性と能力を十分に発揮し、活躍することを推進するため、京都府と連携し、女性の活躍の推進を図る事業を行う福知山市内の民間団体における当該事業に係る経費について一部助成する。
補助対象 団 体	福知山市内において女性の活躍を推進するための事業を実施する民間団体のうち、京都府女性活躍応援事業補助金に採択された団体
補 助 率 (上 限)	京都府女性活躍応援事業補助金の補助対象経費のうち、自己負担部分の3分の2以内 【地域】11万1千円(上限)、【職場】16万6千円(上限)
交付実績	【地域】2件、【職場】2件

事業名	京都府女性リーダー養成事業等参加者支援
内 容	京都府が実施する女性リーダー養成事業(地域女性エンパワーメントセミナー事業)への参加者に対して、バス運行支援を実施。
日 時	平成29年7月28日(金)
場 所	山城総合文化センター(アスピアやましろ)
参加人数	19人

事業名	女性活躍セミナー（①女性社員向け研修全2回、②管理職・人事担当者向け研修1回）	
事業概要	出産や子育て期をむかえた女性が就労を継続でき、キャリアアップをめざすことができる職場環境づくりのため、労働者と雇用者双方に対して意識改革の研修を実施し、市内企業における女性活躍の推進を図る。	
① 女性社員向け研修（全2回）		
会場	男女共同参画センター 会議室1	
対象者	市内企業及び事業所等で働く女性社員	
講師	畠中 直美さん(キャリアコンサルタント、WLBC関西)	
第1回	開催日	平成29年12月13日(水) 午後1時30分～4時
	テーマ	女性が生き生きと働くために大切なこと
	参加者数	14人
第2回	開催日	平成30年1月24日(水) 午後1時30分～4時
	テーマ	プレゼンテーションで私の未来を描く
	参加者数	8人
② 管理職・人事担当者向け研修（1回）		
第1回	開催日	平成30年1月24日(水) 午後1時30分～3時（3時～①を見学）
	会場	男女共同参画センター 会議室2
	テーマ	ダイバーシティの本質と経営・課題解決
	講師	福井 正樹さん(WLBC関西)
	対象者	市内企業及び事業所
	参加者数	17人
備考	「輝く女性応援京都会議」との共催 協力：福知山商工会議所、福知山市企業人権教育推進協議会	
成果課題	市内企業における女性活躍推進に向けた啓発として、輝く女性応援会議の協力の下、商工会議所や商工会等経済団体と連携を図り、研修を実施することができた。勤務体制等の問題もあり、参加者数は少なかったものの、参加者からは高い評価を得ることができた。今後も、行政と経済団体等が連携し、労働者と雇用者双方の理解促進に向けた積極的な啓発が必要である。	

2 支援事業

【活動支援】

(内容) 女性活動支援ルームは男女共同参画社会の実現に向け、女性の活動の支援の場としてさまざまな団体に利用されている。

女性活動支援ルーム利用状況

月	利用回数	利用人数	月	利用回数	利用人数
4月	26回	255人	10月	29回	257人
5月	32回	246人	11月	22回	189人
6月	26回	302人	12月	19回	167人
7月	31回	319人	1月	19回	182人
8月	25回	148人	2月	27回	279人
9月	22回	199人	3月	29回	290人
合 計			307回 2,833人		

3 相談事業

事業名	女性相談 (全22回:各回3人まで)	
事業目的	女性に対する暴力や就業、セクシュアリティ等女性の人権に関する相談に応じるとともに、問題の早期解決を図る。	
事業内容	日 時	月1～3回、原則木曜日、午後1時～4時 (1人1時間、定員3人)
	場 所	男女共同参画センター (ハピネスふくちやま3階)
	相談対応	女性問題専門カウンセラー (相談日以外の相談は係で対応)
	人数 (件数)	35人 (49件) 【内3人 (6件) は性別にこだわらない相談】
成果課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新規で相談を受ける人が増えてきた。広報が広く浸透していると感じる。 ・原則、面談相談であるが、外出が困難な人については電話での相談も受ける。(電話代は、相談者負担) ・毎回、予約は埋まり、キャンセル待ちの人がある状態だった。当日になって急にキャンセルされることもあったが、キャンセル待ちの人に相談を受けていただくことができた。 	

事業名	女性弁護士による女性法律相談 (全8回:各回4人まで)	
事業目的	女性に対する暴力やストーカー、セクシュアル・ハラスメント等女性の人権に関する問題について、市民が無料で法律相談を受ける機会を設け、法律の側面から専門的な情報を提供し早期解決を図る。	
事業内容	日 時	年間8回、原則水曜日、午後1時～午後4時 (1人45分、定員4人)
	場 所	男女共同参画センター (ハピネスふくちやま3階)
	相談対応	女性弁護士
	人数 (件数)	28人 (28件)
成果課題	28年度は早くから予約が埋まり、大変好評であったため、今年度はより多くの相談者さんに利用していただけるよう、年間6回を8回に増やした。それでもキャンセル待ちがある状況で、若干当日のキャンセルもあったが、ほぼすべての枠が埋まる状況だった。	

事業名	性別にこだわらない相談（全4回：各回3人まで）	
事業目的	女性と限定することで相談しにくいと感じるかもしれない性的少数者にも安心して相談を受けていただくために実施する。	
事業内容	日 時	6月15日、8月31日、11月16日、平成30年3月8日 午後1時～午後4時 ※女性相談22回のうち4回を性別にこだわらない相談に位置づけて実施。
	場 所	男女共同参画センター（ハピネスふくちやま3階）
	相談対応	女性問題専門カウンセラー
	人数（件数）	3人（6件）
成果課題	夫婦がそれぞれ別の日に相談を受け家庭内の関係維持に貢献できた事例もあった。また、妻からのDV被害や、家庭内での妻からの精神的暴力に悩む男性にも利用していただくことができた。	

事業名	男性のための電話相談（全4回：各回3時間）	
事業目的	様々な要因で植え付けられた性別役割分担意識により、「男性だから人前で泣いてはいけない」「男性だから我慢をする」など男性に課せられている意識が社会には存在する。家庭問題や職場での人間関係に悩んでいる男性、新しい生き方を模索している男性のために男性臨床心理士による電話相談を実施する。	
事業内容	日 時	平成29年7月24日（月）、10月10日（火）、11月29日（水） 平成30年1月25日（木） 各日 午後5時30分～7時30分（1枠30分）
	相談対応	臨床心理士（男性）
	人数（件数）	2人（2件）
成果課題	今年度の相談人数は少なかったが、セクシュアリティに関する相談があった。予約も仮名で対応し、男性臨床心理士が電話で受ける事業だからこそ利用していただけたのではと思った。利用人数は毎年少数ではあるが、女性相談のカウンセラーが受ける面談による「性別にこだわらない相談」と平行して実施する必要性を感じた。	

事業名	立命館大学学生無料法律相談	
事業目的	DV相談や離婚相談が増え、専門的な法律相談が必要になってきている。官学協働で法律相談を実施することで十分な相談時間を確保し、市民ニーズに対応する。	
事業内容	日 時	平成29年8月26日（土）午前11時～午後4時30分
	場 所	市民交流プラザふくちやま
	相談対応	立命館大学学生法律相談部 学生ほか
	相談件数	9件
成果課題	多くの学生が参加しているので、それぞれの専門分野において、幅広く丁寧に相談に対応することができる。相談時間が無制限であり、かつ無料で法律相談が受けることができることは、市民には魅力的であると考えられる。できるだけ早い時期から広報をすることで、より多くの市民に法律相談の機会を提供していきたい。	

〈女性相談内容の内訳〉

*1人1カウント。同一人が継続して複数回相談した場合も1とカウント。情報提供を含む。

内（ ）は性別にこだわらない相談

年度	職員対応			女性問題カウンセラー による女性相談（専門）			女性弁護士による 女性法律相談（専門）			【職員・女性・法律】合計		
	29年度	28年度	27年度	29年度	28年度	27年度	29年度	28年度	27年度	29年度	28年度	27年度
年間実施回数 (性別にこだわらない相談)				22 (4)	20 (2)	20	8	6	4			
DV	77	87	80	11 (1)	7	6	4	1	3	91	95	89
離婚	3	5	5	4	11	7	7	10	4	14	26	16
セクシュアル・ハラスメント	1	0	1	1	1	1	0	0	1	2	1	3
ストーカー	15	34	18	0	0	0	1	0	0	16	34	18
夫婦関係	0	3	3	6 (1)	6	5	0	4	1	5	13	9
家庭	9	10	7	10 (1)	6	8	0	1	2	18	17	17
その他	33	21	21	3	11 (2)	9	16	6	1	52	36	31
計	138	160	135	35 (3)	42 (2)	36	28	22	12	198	222	183

4 DV被害者等支援

「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」に基づき支援を行った。

DV被害者が安心して安全な生活をするために、相談者の気持ちに寄り添い、庁内DV被害者支援担当課と連携を図りながら、関係機関（家庭支援総合センター、警察、等）への情報提供、一時保護やDV被害者の自立に向けての同行支援など総合的な支援を実施するとともに、女性問題カウンセラーによる女性相談や女性弁護士による女性法律相談等の専門相談を実施した。

庁内DV被害者支援担当課会議、福知山市DV・ストーカー対策ネットワーク会議（福知山警察署と京都府関係機関との会議）の定期開催、また、北部市町DV担当者会議等へ参加するなど、関係部署との連携強化に努め、適切な支援に繋げることができた。

DV・虐待等被害者に係るマイナンバー制度における不開示措置等の設定に関する対応等について、庁内担当課間において統一した対応を図るための臨時会議を開催し、DV等被害者情報の漏洩防止とDV等被害者の安全確保について共通認識を深め、DV等被害者情報管理体制を整備した。

5 情報・啓発資料

【情報掲載資料】

掲 載 資 料	内 容 (テ ー マ)	備 考
広報ふくちやま 5月号	・「はばたきネットワーク」メンバー募集 ・第20回「はばたきフェスティバル」実行委員会募集	お知らせ メンバー・実行委員募集
広報ふくちやま 6月号 市公式SNS LINE	・はばたきセミナー第1講座「セクシュアリティって何だろう～性別の垣根を越えて～」(6/27)	お知らせ
広報ふくちやま 6月号	・男女共同参画週間 (6/23～6/29)	お知らせ
広報ふくちやま 8月号 市公式SNS LINE	・立命館大学学生無料法律相談 (8/26)	お知らせ
広報ふくちやま 8月号 市公式SNS LINE	・はばたきセミナー第2講座「笑いヨガとわいわいトーク」(9/11)	お知らせ
広報ふくちやま 10月号 市公式SNS LINE	・はばたきセミナー第3講座「インターネットが及ぼす危険性～リベンジポルノから身を守るには～」(11/20)	お知らせ
広報ふくちやま 12月号 市公式SNS LINE	第20回はばたきフェスティバル (1/21)	お知らせ
広報ふくちやま 1月号 市公式SNS LINE	・はばたきセミナー第4講座「誰もが安心できる避難所づくり体験～男女共同参画の視点から防災を考えよう～」(2/7)	お知らせ
広報ふくちやま (相談がある月)	相談案内(女性相談・女性弁護士による女性法律相談・性別にこだわらない相談・男性のための電話相談)	お知らせ

【啓発資料】

時期	資料名	規格	部数	備考
平成29年10月	DV防止啓発用カード	名刺大・2色刷	10,000枚	市関係機関、医師会、民間事業所等に配布
平成29年10月	デートDV防止啓発用パンフレット	A4三折・2色刷	3,000枚	・市内高校1年生に配布、 ・WITH YOUによる「デートDV防止プログラム、ワークショップ」実施高等学校、中学校で受講生徒に配布

【男女共同参画センター情報紙】

発行	主な内容
平成29年5月	・男女雇用機会均等法改正について
平成29年9月	・DV、虐待等に係るマイナンバーカードについて ・女性活躍応援事業補助金制度新設のお知らせ
平成29年11月	・児童虐待防止、女性に対する暴力をなくす運動について ・育児・介護休業法の改正について
平成29年12月	・京都府あけぼの賞受賞について（ふくちやまファイヤーエンジェルス） ・北朝鮮人権侵害問題啓発週間、人権週間について
備考	発行部数：500部／1回 配布先：市関係機関、子育て支援センター、はばたきネットワーク等

「はばたきプラン2011」後期計画実施計画

平成28～32年度

番号	課題	具体的施策	事業名	概要	所管または実施課	実施年度	
1	女性に対する暴力の根絶と人権の尊重	ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進と女性に対する暴力の根絶	DV被害者相談事業	職員の相談スキルを向上させ、DV被害者の救済と適確な支援の入り口となるDV相談を行う。	人権推進室	28.29.30.31.32	
			DV防止啓発事業	11月のDVをなくす啓発期間にあわせ、DVの実態や被害者へのサポート等に関する講座を実施し、啓発を行う。	人権推進室	28.29.30.31.32	
			相談窓口の周知事業	女子トイレや窓口だけでなく、各施設で手に取りやすい場所に「DV相談支援カード」を設置する。	関係する部署	28.29.30.31.32	
			デートDV防止ワークショップ	市内中学校、高等学校と連携しデートDV防止に向けた学習機会を提供する。	人権推進室	28.29.30.31.32	
		2	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	ハラスメント苦情処理委員会	ハラスメント苦情処理委員会により様々なハラスメントの防止に取り組む。	職員課	28.29.30.31.32
				はばたき企業啓発セミナー	はばたきセミナーを事業所向けに企画し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、様々なハラスメント防止についての啓発を実施する。	人権推進室	28.29.30.31.32
		3	社会的に弱い立場の女性への人権侵害の防止	子ども安全対策事業	子どもたちの防犯、暴力からの安全確保のために、防犯ブザーの配布、安全教育、様々な周知啓発を行う。また、地域の見守り隊と連携し、登下校の安全対策を推進する。	学校教育課	28.29.30.31.32
		4	被害女性に対する救済と支援	女性相談・DV相談の周知	多くの市民が訪れる市民課の窓口に「市女性相談のお知らせ」及び「DV相談支援カード」を置き、相談窓口の周知と啓発に努める。	市民課	28.29.30.31.32
				DV被害者住民基本台帳事務支援措置	DV被害者を加害者から守るため、転入・転出・転居等住民登録の手続きの際に、被害者からの申し出により、「要注意情報」を登録し、住民票等の請求について配慮するとともに、庁内の関係機関と連携をとり、DV被害者の保護に努める。	市民課	28.29.30.31.32
				市営住宅入居募集	DV被害者への市営住宅の目的外使用や母子家庭への市営住宅の優先枠の確保を行う。	建築課	28.29.30.31.32
				母子生活支援事業	DV被害者の母子自立支援施設への入所により母子の心身の安全を確保し、自立に向けた支援に結びつける。	子育て支援課	28.29.30.31.32

1	女性に対する暴力の根絶と人権の尊重	4	被害女性に対する救済と支援	DV被害者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の国民健康保険加入についての支援 被害者の住居を確保するとともに経済的な支援 被害者の子どもの予防接種、乳幼児健診、健康相談、被害者（母親）の心身の健康管理 被害者の子どもの就園支援 被害者の子どもの就学支援 被害者の発見と相談 	保険課 社会福祉課 健康推進課 子育て支援課 学校教育課 市民病院	28. 29. 30. 31. 32		
		5	相談体制の充実と庁外関係機関との連携強化	市民相談事業	市政に対する要望や苦情、日常の困りごとに対して、相談員を配置して応じるとともに、定期的に弁護士や司法書士等による専門相談を開催。	秘書広報課	28. 29. 30. 31. 32		
				家庭児童相談事業	子育てをはじめとする様々な悩みについて、相談員が常時相談を受ける。	子育て支援課	28. 29. 30. 31. 32		
				女性相談事業	女性が抱える様々な悩みについて、女性専門のカウンセラーが相談を受ける。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32		
				女性弁護士による女性法律相談	複雑多様化する女性相談の内容に対応するため、女性弁護士が法律の側面から専門的な情報を提供し、問題の早期解決を図る。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32		
				人権相談	広く人権にかかる相談の場として月1回特設相談を実施。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32		
				障害者相談員相談事業	日常生活に著しい制限を受けている在宅の障害のある人のために、身体障害者相談員が定期的な相談日を設け、福祉相談等を行うことにより、障害者の日常生活の向上を図る。	社会福祉課	28. 29. 30. 31. 32		
				京都府関係機関との連携	警察、中丹西保健所、京都府北部家庭支援センターなどと連携をとりながら相談支援活動を行う。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32		
		2		6	ジェンダーに基づく固定的な性別役割分担意識の解消の取組	はばたきセミナー	固定的な性別役割分担意識を解消するための啓発を継続し実施する。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
				7	メディアにおける男女共同参画の推進	広報ふくちやま発行事業	暮らしに役立つ広報誌として市政情報などを掲載した「広報ふくちやま」を毎月1回発行し、市内全世帯に配布する。啓発記事「シリーズ人権」に男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取組を紹介することで住民の意識を高める。	秘書広報課	28. 29. 30. 31. 32
ホームページ運営事業	最新の市政情報を市民や市外へ情報発信する。					秘書広報課	28. 29. 30. 31. 32		
市刊行物における表現の配慮	男女共同参画の視点から、市の刊行物の表現を点検する。					全部署	28. 29. 30. 31. 32		

2	意識改革のための教育・学習と啓発の推進	8	市民への啓発の推進	共に幸せを生きるまちづくり人権講座	あらゆる人権問題の解決に向け、地域での実践に結びつけるため、地域公民館や学校との連携により人権講座を実施。	生涯学習課	28. 29. 30. 31. 32
			差別を許さない人材育事業（S T A R 事業）	21世紀を担う全ての子どもたちが、一人ひとりの人権を大切に、あらゆる差別を許さない子どもに成長することを願い、子どもたちを育成する。	生涯学習課	28. 29. 30. 31. 32	
			はばたきセミナー	年4回の講座を開催。講座内容は、固定的な性別役割分担意識、DV、女性活躍推進等の男女共同参画社会の実現に向けたテーマを設定して実施する。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32	
			男女共同参画年次報告書作成	男女共同参画の推進等に関する市施策の実施状況と効果等について報告書を作成し、公表する。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32	
			人権ふれあいセンター・児童館・教育集会所たより	各施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	人権推進室 子育て支援課 生涯学習課	28. 29. 31. 31. 32	
			広報ふくちやま	人権特集号等に掲載。掲載内容は、講演会のお知らせ、各種相談の日程、意識調査結果、はばたきプランなどについて、市民に周知する。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32	
			人権ふれあいセンター・児童館・教育集会所における啓発事業	女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。	人権推進室 子育て支援課	28. 29. 31. 31. 32	
			高齢者教室	人権ふれあいセンター、教育集会所で実施する高齢者教室で全ての人が性別による差別を受けない男女共同参画社会の推進を図る学習を推進するとともに、健康づくり効果、生きがい対策事業を実施し、高齢者の積極的な社会参加の促進を図る。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32	
			地区公民館巡回講座	・地域公民館や自治会で自主的に取組まれる人権学習に職員が出向き、啓発DVD等を活用した講座を実施。 ・DVDの選定にあたり、固定的な性別役割分担意識の解消に向けたテーマのものも候補とする。	生涯学習課	28. 29. 30. 31. 32	
			9	学校教育における男女平等と固定的な性別役割分担意識の解消のための教育の推進	幼稚園教育	園児が園生活の中でこれまでの男女の固定的な性別役割分担意識や概念にとらわれることなく、自分らしさとお互いを大切にする意識を自然に学び、認識できるような指導内容での教育を行なう。また、保護者と関わる中で、家庭における固定的な性別分担意識の解消への啓発を行う。	教育総務課
学校における人権教育	男女共同参画について、各校の人権教育推進計画に基づいて行う。各教科・人権学習の中で男女共同参画について正しい知識と実践力を培う学習を実施する。	学校教育課			28. 29. 30. 31. 32		

2	意識改革のための教育・学習と啓発の推進	9	デートDV防止ワークショップ	市内中学校、高等学校と連携しデートDV防止に向けた学習機会を提供する。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32	
		10	職員研修の充実と人材の育成	市職員研修	年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	職員課全部署	28. 29. 30. 31. 32
				幼稚園職員研修	男女共同参画や人権に関する職員研修を課内研修として各園または複数園共同で行なうことにより、職員の人権意識の向上やジェンダーに敏感な視点を養う。	教育総務課	28. 29. 31. 31. 32
				教職員研修	年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	学校教育課	28. 29. 30. 31. 32
				学校用務員研修	全体での職場研修で、男女共同参画や人権に関する研修をテーマとして取り入れ、性別役割分担意識の解消に向けて等男女共同参画の意識の向上を図る。	教育総務課	28. 29. 30. 31. 32
				消防団員研修	男女共同参画の視点から、家庭や職場における役割分担意識の解消に向け、男女の別なく子育てや家事への参画を促進するため、消防職員・消防団員への啓発を行う。	消防本部	28. 29. 30. 31. 32
				保育園職員研修	保育の質を担保する保育園職員の人権研修会の開催。公立・民間保育園の保育士が京都府や保育協会が実施する研修に参加し、子どもや家庭の支援に関する研修を受講し、人権尊重を保育の基盤とする。	子育て支援課	28. 29. 30. 31. 32
				差別を許さない人材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取組の実施。	人権推進室 子育て支援課 教育総務課 学校教育課 生涯学習課	28. 29. 30. 31. 32
				男女共同参画人材育成事業	教育現場および市職員の男女共同参画推進に資する人材育成の実施。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
		11	意識調査の実施	市民意識調査の実施	市民対象の人権意識調査を実施するなかで、男女共同参画の意識も調査する。	人権推進室	31
				男女共同参画に関する市民意識調査の実施	市民対象に男女共同参画に関する意識調査を実施する。	人権推進室	31
		3		12	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する理解の促進	はばたきセミナー	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する正しい理解の周知と啓発に関するセミナーの実施。

3	生涯を通じた女性の健康支援	13 生涯を通じた男女の心身の健康づくりの支援	女性のライフスタイル支援事業	①妊婦健診を公費負担で実施 ②妊娠中の歯科健診を公費で1回実施 ③助産師・保健師等の妊婦・産婦・新生児・乳児に対する指導や育児支援として訪問指導実施 ④⑤子宮がん・乳がん(マンモグラフィ併用検診)の実施。検診受診率が低く、これまで受診されなかった人にもがん検診の重要性等について理解を促進し、今後の継続的な受診を促すため国の補助を受け、働く女性支援のためのがん検診推進事業(子宮頸がん検診(20歳)、乳がん検診(40歳)の受診啓発と検診費用の無料クーポン券を個別送付し、受診勧奨。 ⑥子育て中の女性や更年期世代への健康教育を継続して実施	健康推進課	28. 29. 30. 31. 32
			健康相談	人権ふれあいセンターにおいて定期的に健康相談を実施。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
			男性のための電話相談	様々な要因で植えつけられた性別役割分担意識によって、家庭や職場での人間関係等に悩む男性を対象に男性臨床心理士による相談を実施する。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
			性別にこだわらない相談	性別に関わらず、男性、女性、性的マイノリティの人も誰もが、心の悩みを相談できる窓口として開設し、性のあり方を正しく理解し、多様性を受け入れる社会づくりの一助とする。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
4	家庭における男女共同参画の推進	14 家庭生活と地域・市民活動を両立するための支援	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者からなる会員組織として福知山市子育てファミリー・サポート・センターを設置し、安心して子育てができる環境づくりを行う。	子育て支援課	28. 29. 30. 31. 32
			はばたきセミナー	家庭生活とそれ以外の生活の両立を可能にする、働き方の見直しはじめとする、両立支援セミナーを実施。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
			男性の料理教室	男性が料理をすることで、家庭における男女共同参画を進め、女性が地域で活躍できる場を増やしていく。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
		15 女性の社会参加のための子育て支援の充実	保育園	子育て支援策として、公立9園、民間20園、小規模保育所2園で運営。	子育て支援課	28. 29. 30. 31. 32
			放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や学校休業日に見守りを行い、保護者の就労と子育ての両立を支援する。	生涯学習課	28. 29. 30. 31. 32

4	家庭における男女共同参画の推進	15	女性の社会参加のための子育て支援の充実	子育て交流・相談支援対策事業	地域での子育てをサポートするため、あゆみ保育園（委託）、三和保育園、下夜久野保育園、げん鬼保育園（直営）に地域子育て支援センターを設置し、子育て相談、園庭開放事業を実施する。また、岡ノ三地域に地域子育て支援ひろばを設置し、子育てに関する学習会、講座、情報誌の発行、子育て相談、子育て世代交流などの事業を実施する。	子育て支援課	28. 29. 30. 31. 32
			妊産婦にやさしい環境づくり		・「マタニティマークチェーンホルダー」を妊婦に配布。 ・マタニティマークを広報紙等に掲載し、市民への広報活動を推進。	健康推進課	28. 29. 30. 31. 32
			パパ・ママ学級		男女共同参画の視点に立ち、男女で協力して妊娠、出産、育児に取り組めるよう、年間6回の教室を実施（うち、3回は土曜日に開催）。	健康推進課	28. 29. 30. 31. 32
			両親学級 ダディ・媽咪プラザ		妊婦とその夫が妊娠初期から分娩、育児について主体的に問題解決できるよう参加型集団指導を行う。 前期・後期の2回1クールで参加する。 隔週水曜日、日曜日に予約制で実施する。	市民病院	28. 29. 30. 31. 32
			子育て支援事業 母子支援事業		救急入院や分娩入院で子どもの虐待を疑う事例があったときに面談と支援を行う。 市子育て支援課、児童相談所と連携を行い、虐待リスクを早期に発見予防する。	市民病院	28. 29. 30. 31. 32
			院内助産院		妊娠から出産、産褥を特定の助産師が継続して担当し、安全で満足度の高い出産に繋げていく。 リスクが高い場合は医師コースへ移行することも可能であり、緊急時は産科医、小児科医が24時間体制で対応する。	市民病院	28. 29. 30. 31. 32
			16	活力ある高齢期のための支援策の充実と介護支援	老人クラブ育成		生きがいや健康づくり等の事業を実施している福知山市老人クラブ連合会や単位老人クラブに対する支援。 女性会員への様々な研修会の開催・受講。 （府老連や市老連主催の女性リーダー研修に参加、女性委員の積極的な事業参画などを推進する。）
	高齢者教育推進事業				高齢者が自立し、いきいきとした生活と社会参加ができるための健康づくりや介護予防の推進を図る。	中央公民館	28. 29. 30. 31. 32
	高齢者人材活用事業				今まで培ってきた経験や知識を地域活動や学習に活かせる世代間交流と社会参加により地域への参画を推進する。	中央公民館	28. 29. 30. 31. 32

4		16 活力ある高齢期のための支援策の充実と介護支援	シルバー人材センター支援事業	シルバー人材センターの会員が、長年培ってきた知識や経験、技能を活かし、就業を通じて社会参加することで自らの生きがい創出と健康維持を図るとともに、地域社会への貢献により地域活力の向上に寄与することを目的に、シルバー人材センターの活動を支援するとともに、就業機会の提供に配慮する。	生活交通課	28. 29. 30. 31. 32
5	働く場・地域における男女共同参画の推進	17 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	超過勤務の縮減	労働時間の短縮により仕事と家庭の両立支援を図り、健康で豊かな生活を送るワーク・ライフ・バランスが実現した社会を目指す。 ・ 幹部職員が率先した定時退庁 ・ 超過勤務時間の縮減のための意識啓発等 ・ ノー残業デーの実施、強化 ・ 業務改善	職員課全部署	28. 29. 30. 31. 32
			次世代育成支援対策特定事業主行動計画の推進	次世代育成支援に係る啓発資料の作成、配布。育児休業等の取得促進、取得後の円滑な職場復帰の支援。男性職員による積極的な制度の活用。代替要員の確保。家庭・男女の役割についての意識啓発。超過勤務の縮減。休暇の取得促進。子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組(女性職員を対象とした取組、管理職等を対象とした取組)	職員課全部署	28. 29. 30. 31. 32
			ふるさと就職おうえん事業	福知山雇用連絡会議の活動の一環として、男女雇用機会均等法等公正採用について啓発するパンフレットを作成し、商工会議所・商工会等を通して配布する。また、就職フェア等で求職者に対しても啓発を行う。	産業振興課人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
			福知山市企業人権教育推進協議会での啓発	社会のあらゆる不公平と不合理を許さない企業活動の促進を図るため、企業の人権学習を推進、支援する。	生涯学習課	28. 29. 30. 31. 32
			幼稚園・小学校・中学校における衛生推進者設置	労働安全衛生法の規定による衛生推進者として、小・中学校では教頭、幼稚園では園長を任命し、職場の危険・健康障害の防止、安全衛生教育、健康診断の実施など、労働安全衛生体制の整備に努める。衛生推進者が職場の環境づくり（ワークライフバランスの推進）に努める。心身の不調が認められる者については、面接医等の面談を行う。	学校教育課	28. 29. 30. 31. 32
		18 農業・商工業などの自営業における男女共同参画の推進	農村女性協議会研修会	農村女性が担っている役割に対する正当な評価による女性の地位向上や男女共同参画を目指して、農村女性のネットワーク化を図る活動を展開するとともに、男女共同参画に対する認識を深めるための学習会を開催する。	農林業振興課	28. 29. 30. 31. 32
			はばたき企業啓発セミナー	はばたきセミナーを企業や事業所、自営業者向けに企画し、ワーク・ライフ・バランスの推進や固定的な性別役割分但意識の解消等について啓発を実施する。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32

5	19	女性の就労・再就職のための支援	女性活躍セミナー	出産や子育て期をむかえた女性が就労を継続でき、キャリアアップをめざすことができる職場環境づくりのため、労働者側と経営者側双方に対してそれぞれ意識改革の研修を実施し、市内企業における女性活躍の推進を図る。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
			就職相談	人権ふれあいセンター等において就職情報を提供し、相談を実施。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
	20	地域での活動における男女共同参画の推進	はばたきセミナー	女性も男性も地域活動に参加できるよう働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスの推進についての啓発を実施。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
6	21	市審議会等の女性比率の向上	審議会等への女性委員の登用	行政委員会、審議会等市長の附属機関、その他の協議会への積極的な女性の登用。	審議会等を運営している課	28. 29. 30. 31. 32
			各種計画、方針決定等への市民意見の反映	パブリックコメント等を用い、計画立案時や意思決定時に、市民の意見を反映できる手法の確立。	関係する部署	28. 29. 30. 31. 32
	22	市幹部職員への女性登用	職員研修事業の充実	政策形成、マネジメント系研修への女性職員の受講や対象研修の拡大に努め、女性職員の受講者を増やす。	職員課	28. 29. 30. 31. 32
			市幹部職員への女性登用	・女性が働きやすい環境を整備し、女性の管理職登用を積極的に進め、女性管理職比率の維持・向上を図る。（女性職員比率33%） ・女性職員に対する多様なロールモデル(模範となる職員)、キャリアパス(目標となる職位や職務に就くために必要な一連の業務経験やステップ・配置異動などのルール)の紹介や女性同士のネットワークの構築を進める取組並びに本市キャリアアップサポート(人事考課制度)の効果的活用により、女性が昇進意欲を持てるよう支援するとともにマネジメント力の向上に努める。	職員課全部署	28. 29. 30. 31. 32
			女性の職域拡大、職務分担の見直し	職務分担や職場習慣において、性別による偏りがいないか、偏りが職場慣行として定着していないかを点検し、必要に応じ見直しを行う。	全部署	28. 29. 30. 31. 32
		教職員の女性採用と、教職員管理職への女性登用	教職員採用・教職員管理職登用にあたり、適材適所の人員配置に努める。	学校教育課	28. 29. 30. 31. 32	
	23	企業や団体における女性登用の啓発	はばたき企業啓発セミナー	はばたきセミナーを事業所向けに企画し、女性の登用や働き方の見直しについての啓発を実施する。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32

政策・方針決定の場への女性の参画の促進

6		24	地域活動における女性登用の啓発	市立公民館運営事業	市立公民館運営審議会委員の選考方法に一般公募を取入れ、積極的に女性委員の登用を図る。	中央公民館	28. 29. 30. 31. 32
				丹波生活衣館管理運営事業	福知山市丹波生活衣館の運営にあたり、企画・運営への参画を促進する。	文化・スポーツ振興課	28. 29. 30. 31. 32
7	市民との協働体制の確立	25	女性団体の活動支援	福知山市連合婦人会生涯学習講座	・中央・地域学区別にそれぞれの生涯学習講座を開催 ・年数回実施する研修の中に、男女共同参画の実現に向けたテーマを取り入れる。	生涯学習課	28. 29. 30. 31. 32
				女性団体ネットワーク	ネットワーク会議やはばたきプランに基づく研修会や意見交流会及び学習会等を実施する。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
				はばたきフェスティバル	女性団体等で構成された実行委員会による企画運営を行う。講演会、グループワーク、作品展示等の実施により市民への男女共同参画への啓発をするとともに交流の場とする。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
		26	NPOやボランティア団体との協働支援	消防団活動における積極的な女性参加の促進	平成13年度に発足した「ふくちやまファイヤーエンジェルズ」を継続して募集するとともに、分団所属の女性消防団員の加入を促進し、消防団活動における女性参加を促進する。	消防本部(総務課)	28. 29. 30. 31. 32
8	その他の課題	27	防災における男女共同参画の推進	自主防災組織育成事業	・自主防火・防災組織の設置推進及び組織運営の強化を図る。 ・自治会を対象に「自主防災リーダー養成講座」を年間3回開講する。 ・自治会長等の推薦が必要となるが、女性受講者の推薦を促し、女性リーダーの育成を押し進める。	消防本部(予防課)	28. 29. 30. 31. 32
		28	国際的協調と連携	広報ふくちやま	男女共同参画に係る国際的な動向や諸外国の動き等掲載し国際感覚の育成に努める。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32

平成29年度 男女共同参画推進にかかる事業調査結果

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価	担当課
					A B C	
1-5	市民相談事業	市政に対する要望や苦情、日常の困りごとに対して、相談員を配置して応じるとともに、定期的に弁護士や司法書士等による専門相談を開催。	市民相談(市民相談室職員対応) 314件中 137件、法律相談(弁護士) 117件中 59件、法律・登記相談(司法書士)108件中 52件の女性からの相談があり、悩み事等の不安解消にあたった。	市民相談室職員対応分では、窓口来庁時素早く声かけし、緊張を和らげるべく相談しやすい雰囲気づくりに心掛けている。	B	秘書広報課
2-7	広報ふくちやま発行事業	暮らしに役立つ広報誌として市政情報などを掲載した「広報ふくちやま」を毎月1回発行し、市内全世帯に配布する。啓発記事「シリーズ人権」に男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取組を紹介することで住民の意識を高める。	人にいちばん近いまちづくり人権講演会や第20回はばたきフェスティバルや男女がともに考える「はばたきセミナー」等の開催について、市ホームページを通じて市民に周知した。そのほか、女性相談、就職支援、セミナーなどの案内を定期的に掲載した。	関連記事は「シリーズ人権」に限定せず、必要に応じて掲載する。	A	秘書広報課
2-7	ホームページ運営事業	最新の市政情報を市民や市外へ情報発信する。	講演会や第20回はばたきフェスティバルや男女がともに考える「はばたきセミナー」等の開催について、市ホームページを通じて市民等に広く周知した。	開催案内だけではなく、今後は実施した内容も積極的にお知らせしていくことが必要。	A	秘書広報課
6-24	丹波生活衣館管理運営事業	福知山市丹波生活衣館の運営にあたり、企画・運営への参画を促進する。	夏休み期間中に「藍染講習会」を実施。丹波生活衣同好会の女性会員が中心となり、指導にあたった。また、企画展示作業や寄贈資料の整理を行った。	丹波生活衣振興会は高齢化のため、平成27年度で解散したが、有志により丹波生活衣同好会として活動中。資料整理・展示等については引き続き同会の協力を得て市民協働として取り組んでいく必要がある。	A	文化・スポーツ振興課
1-2	ハラスメント苦情処理委員会	ハラスメント苦情処理委員会により様々なハラスメントの防止に取り組む。	平成29年度は苦情相談が無かったため、委員会の開催は無かった。		A	職員課
6-22	職員研修事業の充実	政策形成、マネジメント系研修への女性職員の受講や対象研修の拡大に努め、女性職員の受講者を増やす。	男女の区別なくすべての研修に受講機会を設けている。 ・新任主任級・新任主査級研修 ・新任課長、新任課長補佐、新任係長級研修 ・派遣研修(市町村振興協会他)	今後は各職場において参加しやすい状況や女性職員の意識改革等に取り組んでいく必要がある。	A	職員課
1-4	DV被害者支援事業	被害者の子どもの予防接種、健康相談、被害者(母親)の心身の健康管理	来所・訪問・電話等による相談、支援を実施(2件対応)	児童虐待とDVケースの関連は深く、子どもを裸で観察する機会(健診等)があるが、DVについては、抱え込んでしまう傾向が強く表面化しにくいという課題がある。また、被害を受けていてもSOSを出せない人や現状を変えたくない人もあり、介入が難しい。	A	健康推進課
3-13	女性のライフスタイル支援事業	①妊婦健診を公費負担で実施 ②妊娠中の歯科健診を公費で1回実施 ③助産師・保健師等の妊婦・産婦・新生児・乳児に対する指導や育児支援として訪問指導実施 ④⑤子宮がん・乳がん(マンモグラフィ併用検診)の実施。検診受診率が低く、これまで受診されなかった人にもがん検診の重要性等について理解を促進し、今後の継続的な受診を促すため国の補助を受け、働く女性支援のためのがん検診推進事業(子宮頸がん検診(20歳)、乳がん検診(40歳)の受診啓発と検診費用の無料クーポン券を個別送付し、受診勧奨。 ⑥子育て中の女性や更年期世代への健康教育を継続して実施	①妊婦健診公費負担妊婦一人に対し14回実施。 ②歯科医師会の協力歯科医療機関で妊娠中に公費で歯科健診を1回実施。(受診者数:333人) ③妊産婦の健康保持や新生児の発育・発達確認、保護者へのアドバイスのための助産師、保健師による訪問指導を実施。(妊産婦訪問:実807人延べ995人 新生児乳児訪問:実776人延べ925人) ④子宮がん検診2,598人、クーポン利用者33人 ⑤乳がん検診1,393人(うち、マンモ併用検診1,323人、視触診のみ70人)受診。 クーポン利用者119人 ・妊婦健診として654人が子宮頸がん検査を受診。 ⑥女性対象の健康講座を実施 依頼の健康教育3回135人。「女性の船」やお寺の檀家女性を対象にした健康教育の依頼があった。健康推進課主催で子育てママへの健康講座10回84人、更年期世代等への講座を3回29人実施。	【①～③について】 ・妊婦健診に比べ、歯科健診の受診率は年々上昇しているものの4割強と低く、継続して啓発を実施する。 ・虐待未然防止の目的のため、妊婦訪問(特にリスクの高い妊婦)を積極的に実施している。早期からの育児支援を継続していく。 【④～⑥について】 ・さらに受診する人、継続して受診する人が増え、健康に関心をもつ人が増えるように努める。 ・参加者の満足度は高いが、参加者が広報だけでは伸びないことが課題。	A	健康推進課
4-15	妊産婦にやさしい環境づくり	「マタニティーマークチェーンホルダー」を妊婦に配布。マタニティーマークを広報紙等に掲載し、市民への広報活動を推進。	・母子健康手帳交付時に、マーク入りチェーンホルダーを配布。また、公用車にマーク啓発マグネットを貼付。母子健康手帳交付723人 ・マークを健康づくりかわら版(全戸配布)や子育て情報誌に掲載して啓発。	・マタニティーマークは徐々に認識されてきたが、「お母さんと赤ちゃんにやさしいまち・福知山」を推進するため、引き続き啓発を行う。	A	健康推進課

4-15	パパママ学級	男女共同参画の視点に立ち、男女で協力して妊娠、出産、育児に取り組めるよう、年間6回の教室を実施(うち、3回は土曜日に開催)。	・妊婦が安心して妊娠時期を過ごすため、夫も父親の役割を理解する一方、妊娠、出産、育児について夫婦で意識を高めるために教室を開催。 ・参加人数：延べ169人(90組のうち夫同伴79組、夫同伴率46.7%)	・医療機関で実施されている妊婦健康教室との連携や教室の内容についても検討しながら実施していく。	A	健康推進課
1-1	相談窓口の周知事業	女子トイレや窓口だけでなく、各施設で手に取りやすい場所に「DV相談支援カード」を設置する。	窓口設置のほかに、こんにちは赤ちゃん訪問事業で配布している。訪問配布件数：707件		A	子育て支援課
1-4	母子生活支援事業	DV被害者の母子自立支援施設への入所により母子の心身の安全を確保し、自立に向けた支援に結びつける。	母子生活支援施設入所：1件		A	子育て支援課
1-4	DV被害者支援事業	被害者の就園支援	入園児数：0人		A	子育て支援課
1-5	家庭児童相談事業	子育てをはじめとする様々な悩みについて、相談員が常時相談を受ける。	相談件数：319件 ・児童虐待関係：218件 ・養護相談：79件 ・非行相談：1件 ・障害相談：1件 ・育成相談：0件 ・その他の相談：20件		A	子育て支援課
2-8	児童館たより	各施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	各児童館のたよりの中で、計画的に啓発文を掲載している。		A	子育て支援課
2-8	児童館における啓発事業	女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。	人権啓発事業 ・実施回数：46回 ・参加者人数：945人	全児童館での実施となっていない	A	子育て支援課
2-10	保育園職員研修	保育の質を担保する保育園職員の人権研修会の開催。 公立・民間保育園の保育士が京都府や保育協会が実施する研修に参加し、子どもや家庭の支援に関する研修を受講し、人権尊重を保育の基盤とする。	要保護児童対策地域協議会と市保育協会の共催で、保育園職員に対する人権研修会を実施。児童虐待防止のための保護者への寄り添いについて学んだ。 出席者295人	毎年実施している事業であり、引き続き開催を計画していく。福知山市保育協会以外の保育園の職員が参加できていない。	B	子育て支援課
4-14	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者からなる会員組織として福知山市子育てファミリー・サポート・センターを設置し、安心して子育てができる環境づくりを行う。	会員数：353人 内訳 依頼会員：250人 協力会員：65人 両方会員：38人 年間活動件数：384件	協力会員が少ない。	A	子育て支援課
4-15	保育園	子育て支援策として、公立9園、民間20園、小規模保育所2園で運営。	入園児童数(平成30年3月1日時点) 公立：558人 私立：2,089人	保育士の確保が困難で、年度途中での入園が困難な状況がある	A	子育て支援課
4-15	子育て交流・相談支援対策事業	地域での子育てをサポートするため、あゆみ保育園(委託)、三和保育園、下夜久野保育園、げん鬼保育園(直営)に地域子育て支援センターを設置し、子育て相談、園庭開放事業を実施する。また、岡ノ三地域に地域子育て支援ひろばを設置し、子育てに関する学習会、講座、情報誌の発行、子育て相談、子育て世代交流などの事業を実施する。	地域子育て支援拠点事業 ・利用者数：延18,127人 ・相談件数：延531人 (利用者数のうち地域子育て支援ひろばは平成30年3月1日時点/10,443人)		A	子育て支援課
1-4	DV被害者支援事業	被害者の住居を確保するとともに経済的な支援を行う。	DV被害者の生活の場を確保するため生活保護による経済的支援を行った。 平成29年5月(1件)		A	社会福祉課
1-5	障害者相談員相談事業	日常生活に著しい制限を受けている在宅の障害のある人のために、身体障害者相談員が定期的な相談日を設け、福祉相談等を行うことにより、障害者の日常生活の向上を図る。	身体障害者相談員による身体障害者相談を、毎月第1日曜日、第3木日(1月は第3のみ)に総合福祉会館にて実施している。 相談員の数(男性8人：女性5人)		A	社会福祉課
4-16	老人クラブ育成	生きがいや健康づくり等の事業を実施している福知山市老人クラブ連合会や単位老人クラブに対する支援。 女性会員への様々な研修会の開催・受講。(府老連や市老連主催の女性リーダー研修に参加、女性委員の積極的な事業参画などを推進する。)	高齢者の福祉の増進を図るために、生きがいや健康づくりなどを行う老人クラブ連合会、単位老人クラブを支援した。 シルバーリーダー研修会、助成リーダー研修会をそれぞれ1回開催。	組織化されていない地域もある。 会員は減少傾向にある。	B	高齢者福祉課

4-16	シルバー人材センター支援事業	シルバー人材センターの会員が、長年培ってきた知識や経験、技能を活かし、就業を通じて社会参加することで自らの生きがい創出と健康維持を図るとともに、地域社会への貢献により地域活力の向上に寄与することを目的に、シルバー人材センターの活動を支援するとともに、就業機会の提供に配慮する。	シルバー人材センターの安定的な運営基盤を確保するために補助金を交付した。また、就業機会の提供を目的とし「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて適切な業務発注に努めた。	高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献するために、引き続きシルバー人材センターに対して必要な支援を行う。	A	生活交通課
1-4	女性相談・DV相談の周知	多くの市民が訪れる市民課の窓口「市女性相談のお知らせ」及び「DV相談支援カード」を置き、相談窓口の周知と啓発に努める。	受付カウンター等に女性相談等のお知らせチラシ等を置くことにより、啓発を実施するとともに、DV支援等の相談があれば、人権推進室と連携をして、相談に応じている。	相談したことにより新たな人権侵害が発生しないように、相談者の人権に配慮した対応が必要。相談に応じる職員への研修を実施し対応能力の向上を図る。	A	市民課
1-4	DV被害者住民基本台帳事務支援措置	DV被害者を加害者から守るため、転入・転出・転居等住民登録の手続きの際に、被害者からの申し出により、「要注意情報」を登録し、住民票等の請求について配慮するとともに、庁内の関係機関と連携をとり、DV被害者の保護に努める。	支援措置人数 149人（市内住民登録者45人、市外住民登録者104人） 本市受付件数21件	他市で発生した事案を考慮し、本市の基幹系システム上で、住所を表記しないようにし、支援者の情報が漏洩しないよう細心の注意をはらっている。	A	市民課
1-4	DV被害者支援事業	・被害者の国民健康保険加入についての支援	DV被害者の支援 1名 課内人権研修テーマに、DVを取り上げるとともに、窓口業務でのDV被害者の対応方法等について確認した。 国保届出にかかるDV支援マニュアルを作成した。	知りえたDV被害者の住所をシステムに入力したり、書き留めたりしてはならないという申し合わせで運用している。一人一人が意識しての運用であり、間違いがないように引き継がなければならない。	A	保険課
5-18	農村女性協議会研修会	農村女性が担っている役割に対する正当な評価による女性の地位向上や男女共同参画を目指して、農村女性のネットワーク化を図る活動を展開するとともに、男女共同参画に対する認識を深めるための学習会を開催する。	協議会活動への幅広い参画を求めるとともに、協議会活動の周知に努めた。	参加拡大に向けた啓発に継続して努める。	B	農林業振興課
5-17	ふるさと就職おうえん事業	福知山雇用連絡会議の活動の一環として、男女雇用機会均等法校正採用について啓発するパンフレットを作成し、商工会議所・商工会等を通して配布する。また、就職フェア等で求職者に対しても啓発を行う。	公正採用に関する企業向け啓発冊子を2,300部作成し、福知山商工会議所、福知山市商工会、長田野工業センターを通して1,685社に配布。その他、窓口等でも配布。また、求職者向けには、就職フェア、フェスタにて冊子を配布し、公正採用に関する説明を行った。	引き続き、企業には冊子の配布、求職者に対しては就職フェア等で説明を行い、企業側、求職者側両方の理解を深めるため、啓発活動に努める。	A	産業振興課 人権推進室
1-4	市営住宅入居募集	・DV被害者への市営住宅の目的外使用や母子家庭への市営住宅の優先枠の確保を行う。	・母子家庭については、南岡団地を母子家庭専用住宅とし、現在9世帯が入居中である。 ・DV被害者の緊急入居先として、空部屋を確保している。	・DV被害者の各機関等との連携は取れており適切に対応が取れている一方、入居に際しては相手から遠方の住宅に住みたい希望に添えない場合がある。	A	建築課
2-10	消防団員研修	男女共同参画の視点から、家庭や職場における役割分担意識の解消に向け、男女の別なく子育てや家事への参画を促進するため、消防職員・消防団員への啓発を行う。	福知山市消防団幹部・新入団員研修会（4月9日、参加人員240名）において人権研修を実施した。	女性消防団員の入団促進の観点からも、今後の取り組みや内容について更なる充実を図る。	B	消防本部
7-26	消防団活動における積極的な女性参加の促進	平成13年度に発足した「ふくちやまファイヤーエンジェルズ」を継続して募集するとともに、分団所属の女性消防団員の加入を促進し、消防団活動における女性参加を促進する。	新入団員の募集を前年度に引き続き継続して実施し、ファイヤーエンジェルズに3名の新規入団があった。 （平成29年度末の女性団員数） ファイヤーエンジェルズ 18名 雲原分団 2名 河東分団 1名 三和支所 1名 大江支所 1名	団員数確保の為、女性消防団員の入団促進を今後更に推進していく必要がある。	B	消防本部
8-27	自主防災組織育成事業	・自主防火・防災組織の設置推進及び組織運営の強化を図る。 ・自治会を対象に「自主防災リーダー養成講座」を年間3回開講する。 ・自治会長等の推薦が必要となるが、女性受講者の推薦を促し、女性リーダーの育成を推し進める。	・初級コース 年2回 （合計127名、うち女性6名） ・中級コース 年1回 （合計53名、うち女性6名） で実施した。	女性の参加率が全体の6パーセントと低いことから、女性の視点の救護や介助、避難誘導などを取り入れた、女性リーダーの育成を推し進める。	C	消防本部 （予防課）

4-15	両親学級 ディ・マミプラザ	妊婦とその夫が妊娠初期から分娩、育児について主体的に問題解決できるよう参加型集団指導を行う。 前期・後期の2回1クールで参加する。 隔週水曜日、日曜日に予約制で実施する。	・1年間で夫婦でのべ391組、673人の参加があった。個別的に助産師外来での指導を望まれるケースもあり、ニーズに合わせた対応ができていた。 ・夫の立ち会い出産は増加傾向で7、8割が立ち会いをされている。立ち会い時の産婦へのサポートだけでなく、出産後の育児にも積極的な参加が見られる事例もあり効果を上げている。	1)参加率のアップ 2)里帰り分娩の方へのフォロー方法の工夫	B	市民病院
4-15	子育て支援事業 母子支援事業	救急入院や分娩入院で子どもの虐待を疑う事例があったときに面談と支援を行う。 市子育て支援課、児童相談所と連携を行い、虐待リスクを早期に発見予防する。	18年度から開始し、虐待リスクのスクリーニング項目を作り育児不安の早期発見、早期介入により、育児不安、育児の孤立化による虐待を予防するための早期からの子育て支援と地域への継続をシステム化した。育児支援のため入院時にスクリーニングと支援方針をカンファレンス、満足度のいく出産体験にするための支援、入院中の子育て指導・相談、支援、地域への紹介を行った。平成29年度の地域への紹介事例はのべ62組。	近隣の産科医不足、分娩制限から、生活困窮者、精神疾患合併妊婦、若年妊産婦、妊婦検診未受診妊婦が他の市や兵庫県からも来院するケースが増えている。生活困窮者や未受診ケースは複雑な家庭事情の方が多く、近隣の産科閉鎖に伴い今後当院の果たす役割は益々大きくなると考える。今後、早期発見のために当院がリーダーシップを取り地域との連携を図っていきたい。	B	市民病院
4-15	院内助産院	妊娠から出産、産褥を特定の助産師が継続して担当し、安全で満足度の高い出産に繋げていく。 リスクが高い場合は医師コースへ移行することも可能であり、緊急時は産科医、小児科医が24時間体制で対応する。	・H20年5月、妊婦検診よりスタートした。H29年度は説明を受けた人が6名。H27年度より継続した人が1名。そのうち骨盤位、貧血等、予定超過等で医師コースになった人が5名。分娩に至った人4名。出産予定の人1名。これまで、殆どのケースで夫が助産師の妊婦検診に同行されるので、妊娠中から妊婦の健康や、分娩時、出産後の家事育児について具体的にイメージでき、夫のサポートについても具体的に考える機会となっており、途中で医師コースになった人も主体的な分娩について考える機会があったことで、満足度のいく分娩をしたと振り返りをされる方が多い。	・近年、分娩件数は460～600件で推移している。院内助産院希望者は、やや減少傾向にある。ハイリスク分娩が増加しつつある中で、ローリスク妊婦への継続したケアを自律して実施できるよう助産師確保と育成が必要である。	B	市民病院
2-9	幼稚園教育	園児が園生活の中でこれまでの男女の固定的な性別役割分担意識概念にとらわれることなく、自分らしさとお互いを大切にすることを自然に学び、認識できるような指導内容での教育を行う。また、保護者と関わる中で、家庭における固定的な性別役割分担意識の解消への啓発を行う。	・日々の遊びや生活の中で、お互いの良さを感じ、尊重し合う関係づくりができるような支援に努めた。 ・自分の思いを相手に伝えたり、友達の思いに気付いたりできるように支援をしてきた。 ・性別による色や役割などの固定概念にとらわれないよう、日々の生活を通して指導をした。 ・PTA活動においても研修会もったり、男女それぞれが活躍できる場を意図的に用意したりして、性的役割分担意識の解消につながるよう努めた。	・保育にかかわっては、生活や遊びの場面を捉えて、適切な指導ができたが、保護者へのジェンダーに関する啓発が十分実施できなかった。 ・園児を指導するにあたり、教師の指導力が重要になるので、課内研修などを通して、研修を積み重ねる必要がある。 ・PTA活動で、人権に関する研修会をもち保護者の意識が高まるようにすると共に、父親も母親も参加しやすい日程や内容の行事を立案していく。	B	教育総務課（幼稚園）
2-10	幼稚園職員研修	男女共同参画や人権に関する職員研修を課内研修として各園または複数園共同で行うことにより、職員の人権意識の向上やジェンダーに敏感な視点を養う。	課内人権研修の中で取り上げた園もあるが、課内研修のテーマとしては取り上げなかったが、別のテーマを通して男女のあり方や互いに尊重し合う関係作りなどについて話し合った。	日々の生活を通して、人権意識を考える機会を計画的にもったり、自分が感じたことを気軽に話し合える関係作りが大切である。	A	教育総務課（幼稚園）
2-10	学校用務員研修	全体での職場研修で、男女共同参画をはじめさまざまな人権に関する研修を取り入れ、性別役割分担意識の解消に向けて、男女共同参画の意識向上を図る。	・8月3日と8月4日の2日間、学校用務員を対象とした人権研修会を実施した。 ・2日間で6時間実施し、延べ118人が受講した。	普段研修機会の少ない学校用務員に研修の意義をしっかりと認識させるとともに、職務との関わりを通して人権の大切さを身につけていきたい。	B	教育総務課
2-10	差別を許さない人材育成基本計画	園長会等で基本計画の『子どもたちの「自分らしさ」を基準に個性を伸ばし、多様な進路選択を可能にする男女平等教育を推進すること』、保護者との関わりの中で『就学前から家庭における固定的な性別役割分担意識の解消に向けての啓発の推進』を行うことへの意識を徹底し、園長を通じて各園の職員の意識の徹底も図る。	基本計画の「子どもたちの自分らしさを基準に個性を伸ばし、多様な進路選択を可能にする男女平等教育を推進すること」、保護者との関わりの中で「就学前から家庭における固定的な性別役割分担意識の解消に向けての啓発の推進」を行うことへの意識を徹底できるように努めた。	子どもの豊かな心の育成を図り、人権を大切にすることを育てようとして取り組んでいるが、その取組が男女共同参画の推進にどの程度つながっているかの評価は難しい。	B	教育総務課

1-3	子ども安全対策事業	子どもたちの防犯、暴力からの安全確保のために、防犯ブザーの配布、安全教育、様々な周知啓発を行う。また、地域の見守り隊と連携し、登下校の安全対策を推進する。	「福知山市安心安全メール」を「京都府防災防犯情報メール」へ統合し登録を推進した。すべての小学校新1年生711人に防犯ブザーを配布。防犯講演会64名受講、子ども安全セミナー160名受講。見守り隊と連携した登下校の安全確保に努めた。	見守り隊の高齢化や減少によって、子どもたちの見守り活動が十分にできていない地域があるため、後継者作りが必要である。	B	学校教育課
1-4	DV被害者支援事業	DV被害者の就学について相談に応じ、対応を検討し支援を実施した。	関係課での連絡会議で情報共有等について意見交換し、対策を進めた。	関係課が多くあり、担当者も変わっていく中できちんとした引継ぎの徹底が必要である。相談者の状況が様々な為、対応もその都度検討が必要となる。	B	学校教育課
1-9	学校における人権教育	男女共同参画について、各校の人権教育推進計画に基づいて行う。各教科・人権学習の中で男女共同参画について正しい知識と実践力を培う学習を実施する。	男女平等・共同参画について市作成の人権学習副読本『幸せを生きる』や京都府の人権学習資料集・資料等を活用し、正しい認識を培うことができた。	知識理解にとどまらず、日常生活における行動に現れるよう継続し、指導する。	B	学校教育課
1-10	教職員研修	年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	学校担当者（人権教育主任）を中心に、定期的に研修を実施した。	担当指導主事による計画的な研修を進める。	B	学校教育課
2-10	差別を許さない人材育成基本計画	基本計画の着実な推進を図る。このため、各課推進計画の進捗管理を行う。	人材育成支援事業の実施教育の機会均等を図るため、経済的理由により修学が困難である者に学資を支援するとともに、あらゆる人権問題の早期解決を目指す人材を育成することを目指し、人権学習会を開催した。	人材育成の推進のため、学習会への参加を促し、意見交換による人材交流を促進する。	A	学校教育課
5-17	幼稚園・小学校・中学校における衛生推進者の設置	労働安全衛生法に基づく衛生推進者を小・中学校、幼稚園に設置。労働安全衛生体制の整備に努める。	小・中学校は教頭、幼稚園は園長を衛生推進者として合計34人任命し、職場の環境づくり（ワークライフバランスの推進）に努めた。長時間勤務や心身の不調が認められた教職員の医師等面接を合計35人行った。	教職員の業務が多岐にわたり時間外勤務の増加・働き方改革が問題になっているが、各校の衛生推進者と連携し対策を推進する必要がある。	B	学校教育課
6-22	教職員の女性採用と、教職員管理職への女性登用	教職員採用・教職員管理職登用にあたり、適材適所の人員配置に努める。	管理職58名のうち女性15名 新規採用教職員16名のうち女性10名	京都府教育委員会と連携し、引き続き女性管理職の登用や女性教職員の採用に努めていく。	B	学校教育課
2-8	共に幸せを生きるまちづくり人権講座	一人一人が今一度、様々な人権の大切さについて学び、家庭や地域での実践に資する。	年間42回の講座を実施し、のべ4,848人の参加があった。内2会場で男女共同参画をテーマにした講座を実施した。 ・「性別を超えた生き方」講師：榊ミライロ ディレクター 堀川 歩さん[参加：33人] ・「あなたはこの世にただひとり…多様性を受け入れる」講師：大江山 鬼そば屋 料理長 佐々井 飛矢文さん[参加：42人]	地域の実情にあう様々な人権問題をテーマに設定しているが、男女共同参画の推進をテーマとした講座の実施についても定期的に行えるよう地域公民館との連携を図る。	A	生涯学習課
2-8	差別を許さない人材育成（STAR事業）	21世紀を担う全ての子どもたちが、一人ひとりの人権を大切に、あらゆる差別を許さない子どもに成長することを願い、子どもたちを育成する。	年間7回の事業を実施。ワークショップや人権文化体験研修、ヒューマンフェスタなどの事業を通じて、人権の視点で考え差別を許さず見逃さないという思いを持ち行動できる子どもの育成をめざした。テーマは平和や多文化共生、ハンセン病など。	参加者のほとんどが小学生で学年も様々であるため、「男女共同参画」について身近な生活の中から考えるなど共通の学びにつながるような内容や進め方の工夫が必要である。	A	生涯学習課
2-8	教育集会所たより	施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	配偶者等からの暴力をなくす啓発期間などにあわせ、パブルリボン運動を始め、様々な女性の人権にかかわる問題について啓発記事を掲載。	より啓発効果の高い内容、掲載時期について検討していく。	A	生涯学習課
2-8	教育集会所における啓発事業	女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。	年間10回の人権講演会を教育集会所で実施、のべ594人の参加があった。テーマは高齢者問題、子どもの人権など地域課題や要望を踏まえ様々。	参加者の高齢化と固定化が課題。	A	生涯学習課

2-8	地区公民館巡回講座	・地域公民館や自治会で自主的に取組まれる人権学習に職員が外向き、啓発DVD等を活用した講座を実施。 ・DVDの選定にあたり、固定的な性別役割分担意識の解消に向けたテーマのものも候補とする。	年間72回の巡回講座を実施し、延べ2,486人の参加があった。ビデオ視聴ほか、人権講演会・演奏会等の内容で共に幸せを生きるまちづくりを進めるための講座を男女共同参画を含む人権全般についてをテーマに地区公民館主体で実施できた。	地区公民館の主体的な活動として実施されているため、男女共同参画だけをテーマに講座を開催してもらうことは困難である。	A	生涯学習課
2-10	差別を許さない人材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取組の実施	協議会会員6団体9個人が、差別を許さない子ども達の育成をめざし、子ども達を対象として7事業を実施。一般参加者を含めべ281人の参加があった。また会員自身の資質向上を図るための大人研修も実施した。 ※H29年度STAR子ども会員33名（小学生：21人、中学生：12人）	差別を許さない子ども達を育成するため、協議会会員自身の資質向上を図るとともに、会員を増やすための工夫が必要。	A	生涯学習課
4-15	放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や学校休業日に見守りを行い、保護者の就労と子育ての両立を支援する。	全小学校区内：19箇所で開催。 （直営：12箇所、委託：1箇所、補助：6箇所） 平成29年度登録児童数：1,572人 （H29.8.1登録数）	利用児童の増加に伴う支援員（指導員）の確保、及び、個々の児童の見守りや指導に対応できる支援員の資質向上。	A	生涯学習課
5-17	福知山市企業人権教育推進協議会での啓発	社会のあらゆる不公平と不合理を許さない企業活動の促進を図るため、企業の人権学習を推進、支援する。	企業内での女性の人権問題について講演会を実施。 ○女性問題研修会（9月） 「マタハラ・パタハラの起こらない職場づくりに向けて」 講師：一般財団法人女性労働協会女性就業支援専門員 菅原 幸子 さん [参加：24人] ○企業内人権担当者研修会（2月） 「誰もが働きやすい職場とは？～職場での人権研修のススメ方～」 講師：人権ワークショップ研究会 代表 幸田 英二 さん[参加：21人] ○巡回視聴覚研修（100社）でも女性問題についての啓発DVD『フェアな会社で働きたい』、『自他尊重のコミュニケーションと職場の人権1』『なぜ、企業に人権教育が必要なのか』『それぞれの立場 それぞれのきもち』を活用し39社が学習した。	研修会、ビデオ学習等、企業内での女性に関する人権問題等について理解を深めるための啓発を進める。	A	生涯学習課
7-25	福知山市連合婦人会：生涯学習講座	・中央・地域学区別にそれぞれの生涯学習講座を開催 ・年数回実施する研修の中に、男女共同参画の実現に向けたテーマを取り入れる。	年間4回の講座を開催し、のべ176人の参加があった。また、府が主催する研修等への参加も含めて、のべ152人の参加があった。	参加者の高齢化と合わせて参加者のエリアが限定的になっている。	A	生涯学習課
4-16	高齢者教育推進事業	高齢者が自立し、いきいきとした生活と社会参加ができるための健康づくりや介護予防の推進を図る。	「福知山市高齢者大学」及び地域公民館では「高齢者学級」「生き生きセミナー」を開講 健康、介護、交通安全等多様な講座を設定し、高齢者の自主的な学習が推進できた。 高齢者大学受講者延べ1,647人		A	中央公民館
4-16	高齢者人材活用事業	今まで培ってきた経験や知識を地域活動や学習に活かせる世代間交流と社会参加により地域への参画を推進する。	公民館講座の講師として 盆栽教室4回、ワラ細工教室2回、郷土の保存食を作る教室2回、ふるさとの歴史を学ぶ教室2回	高齢者人材活用バンク登録者の高齢化による人材の確保	A	中央公民館
6-24	市立公民館運営事業	市立公民館運営審議会委員の選考方法に一般公募を取り入れ、積極的に女性登用を図る。	公民館運営審議会委員16名中女性4名	公民館運営審議会委員については、今後、公募等を取り入れて女性委員を増やすことを検討	C	中央公民館
1-1	DV被害者相談事業	相談員のスキルを向上させ、DV被害者の救済と適確な支援の入り口となるDV相談を行う。	年間の女性相談が198人（うちDV相談91人）	・相談対応する職員のスキルアップを図る。 ・DV等被害者情報の漏洩防止とDV等被害者の安全確保について庁内担当課職員の共通認識を深め、DV等被害者情報の管理体制を整備する。 ・京都府や警察等関係機関と連携を深め、被害者の保護救済にあたる。	A	人権推進室

1-1	DV防止啓発事業	11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」にあわせ、DVの実態や被害者へのサポート等に関する講座を実施し、啓発を行う。	・市内の高校1年生にデートDV防止パンフレットを配布。 ・女性団体と協働してパープルリボン等DV防止啓発にかかる展示、街頭啓発を実施。	・若年層に向けてデートDV防止の取組をすすめることができた。 ・大学や高校、中学校と連携した取り組みが必要。	A	人権推進室
1-1 2-9	デートDV防止ワークショップ	市内中学校及び高校を対象にデートDV防止ワークショップを実施。	中学生・高校生対象 5回実施(参加者 約680名)	今後も引き続き、中学生及び高校生、教職員に向けた啓発を行っていく。	A	人権推進室
1-5	女性相談事業	女性が抱える様々な悩みについて、女性専門のカウンセラーが相談を受ける。 毎月1～3回実施。	年22回実施(1回3枠、66枠) 32人の相談があった。内容はDV被害について10人、家庭について9人、夫婦関係について5人など。	・予約状況は概ね定員を満たしており、適切な回数で実施できている。 ・予約してもやむを得ない事情で来られない相談者のために、電話相談も可能とするなど、柔軟に対応することで相談体制の充実化を図っている。	A	人権推進室
1-5	女性弁護士による女性法律相談	複雑多様化する女性相談の内容に対応するため、女性弁護士が法律の側面から専門的な情報を提供し、問題の早期解決を図る。	年8回実施(1回4枠、計32枠) 相談人数 28人		A	人権推進室
3-13	男性のための電話相談	様々な要因で植えつけられた性別役割分担意識によって、家庭や職場での人間関係等に悩む男性を対象に男性臨床心理士による相談を実施する。	・年間4回実施。2人の相談があった。 生き方、セクシュアリティについての相談。	・相談人数は少ないが、セクシュアリティに関する相談等、男性臨床心理士だからこそ利用していただけたのであり、少ない回数でも継続する必要がある。	A	人権推進室
3-13	性別にこだわらない相談	性別に関わらず、男性、女性、性的マイノリティの人も誰もが、心の悩みを相談できる窓口として開設し、性のあり方を正しく理解し、多様性を受け入れる社会づくりの一助とする。	・年間4回実施(1回3枠、計12枠) 相談人数3人(6件) ※女性相談の4回分を位置づけて実施	・性別にとらわれず誰もが安心して相談できる窓口として、今後も継続していく必要がある。	A	人権推進室
1-5	立命館大学学生による法律相談	DV相談や離婚相談が増え、専門的な法律相談が必要になってきている。そのため官学協働で法律相談を開催することで十分な相談時間を確保し、市民ニーズに対応する。	年1回実施(8.26実施 相談件数9件)	法曹専門の学生の時間をかけた丁寧な対応が相談者に高い好評を得ている。官学協働の取組として学生支援と相談事業の充実双方に効果的であり、今後も継続実施をしていく。	A	人権推進室
1-5	京都府関係機関との連携	警察、中丹西保健所、京都府北部家庭支援センター、京都府家庭支援総合センターなどと連携をとりながら相談支援活動を行う。	・DV被害者の担当課と連携をとりながら、相談支援を行った。 ・京都府や警察署と定期的な連携会議を実施。(月1回)	DV被害者の支援だけでなく、同伴児童への支援も重要であり、児童相談所も含め、相談機関との連携をさらに強化していく必要がある。	A	人権推進室
1-6 2-8 3-12 4-14 5-20	はばたきセミナー	男女共同参画を推進するため、市民を対象とした啓発講座を実施することにより、男女共同参画への理解促進と意識の醸成を図る。	・年4回の講座を開催。講座内容は、LGBT、家庭における男女共同参画、インターネットが及ぼす危険性(リベンジポルノの防止)、男女共同参画の視点による防災について開催。 参加者合計 159名	・今後も若年層や男性を含め幅広い層へ啓発していく必要がある。 ・市内の団体と共催し、実施するなど参加者増に努めたが、一層の参加者増のためには、広報の方法等の工夫が必要である。	B	人権推進室
2-8	男女共同参画年次報告書作成	男女共同参画の推進等に関する市施策の実施状況と効果等について報告書を作成し、公表する。	報告書を作成し公開した。	継続作成し男女共同参画の推進啓発に努める。	A	人権推進室
2-8 28	広報ふくちやま	シリーズ人権等に掲載。掲載内容は市民意識調査に基づいた男女平等について、DVについて、講演会や相談のお知らせなど。	各戸配布 掲載内容: DV防止、女性相談、女性法律相談、男性のための電話相談、立命館大学学生無料法律相談、はばたきセミナー及びはばたきフェスタ開催のお知らせ。	男女共同参画社会の実現に向けて、引き続きさまざまな問題について啓発を推進する。	B	人権推進室
4-14	男性の料理教室	男性が料理をすることで、家庭における男女共同参画を進め、女性が地域で活躍できる場を増やしていく。	はばたきフェスティバルのワークショップとして実施。 参加者17人	幅広い層の男性の参加が望ましく、今後も広報の方法について工夫を図り、若年男性の参加増をめざす。	B	人権推進室
5-19	女性活躍セミナー	出産や子育て期をむかえた女性が就労を継続でき、キャリアアップをめざすことができる職場環境づくりのため、労働者側と経営者側双方に対してそれぞれ意識改革の研修を実施し、市内企業における女性活躍の推進を図る。	・女性社員向け研修(全2回、受講者延べ22名) ・管理職・人事担当者向け研修(1回、受講者17名)	女性の活躍推進については、女性社員の意識改革だけでは実現できないため、雇用者側へのアプローチが重要である。今後も、商工団体等と連携し、企業への積極的な参加を求め、労働者と雇用者双方に向けた啓発を実施していく。	B	人権推進室

2-10	差別を許さない人材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取り組みの実施。	・会館・児童館・教育集会所が連携して各地区において、人権尊重を基本とした人材育成の計画を策定した。進行についてヒアリングによる事業点検を行い、進行管理している。 ・ヒアリング結果等を全体で共有し、人材育成の取り組みを進めることができた。	・男女共同参画に焦点化した取り組みについて検討するとともに、理解を深める啓発を継続していく。	B	人権推進室
2-10	男女共同参画人材育成事業	教育現場および市職員の男女共同参画推進に資する人材育成の実施。	専門研修を積極的に受講するなどの育成に努め、相談員としてのスキルを向上させている。	人材育成を継続していく。	B	人権推進室
1-2 5-18 6-23	はばたき企業啓発事業セミナー	男女共同参画社会の実現に向けた啓発として市内事業所を対象にセミナーを実施。	福知山市企業人権教育推進協議会との連携により、事業所の人権研修担当者等を対象に「ハラスメントの起こらない職場づくり」や「誰もが働きやすい職場」についてのセミナーを2回実施。(参加者 計74人)	商工会議所などと連携しさらに広く啓発する必要がある。また、広報等により、効果的な啓発を検討していく必要がある。	B	人権推進室
7-25	はばたきフェスティバル	女性団体等で構成された実行委員会による企画運営を行う。講演会、グループワーク、作品展等の実施により市民への男女共同参画への啓発をするとともに交流の場とする。	「誰もが輝ける社会の実現のために〜と広げよう男女共同参画の輪」をテーマに「第20回はばたきフェスティバル」を開催。 ・実行委員会による企画、運営において、講演会・イベント・展示を行った。 ・20周年記念の展示・スライドショーの実施 ・全体会「ジェンダー平等に向けた30年の歩み：日本とネパール」講師 山下 泰子氏 参加者190人	「はばたきフェスティバル」として講演会、イベント事業を開催し市民が広く男女共同参画について考える機会を創出した。イベント事業では、多様なワークショップや子ども向けイベント、男性の料理教室等実施し、男性や若者層の参加にもつながった。 より多くの人に参加していただくためには、イベントの充実、広報への工夫、開催時期等の検討が必要である。	B	人権推進室
7-25	女性団体ネットワーク	男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進するため、ネットワーク会議やはばたきプランに基づく研修会や意見交流会及び学習会等を実施する。	・3回のネットワーク会議を実施。 ・パープルリボン作成し、イオン福知山店でDV防止の街頭啓発を行った。また、掲示物を作成し、図書館中央館、ハピネスふくちやま1階・3階で展示した。 ・学習会を2回実施。福知山市の男女共同参画推進について、男女共同参画の視点による防災について理解を深める機会となった。	女性団体ネットワークの関心のあるテーマを選定することで、理解もより深まり、地域での次の活動へとつながる満足度が得られた。 今後もネットワークのニーズを把握し、身近なテーマでわかりやすい内容のものを選定し、参加者増を図る。	B	人権推進室
1-5	人権相談	・広く人権にかかる相談の場として月1回(支所含む)特設相談(心配ごと相談)を実施。 ・人権擁護委員対応。	・年間 10件の相談を受ける。(うち女性からの相談4件)	月1回特設相談(心配ごと相談)を実施した。	A	人権推進室
1-8	人権ふれあいセンターだより	各施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	・人権ふれあいセンター等で毎月発行しているたよりの中で、男女共同参画推進に向けての啓発文、事業のお知らせを掲載した。	・引き続き、男女共同参画推進をテーマにした啓発文や事業のお知らせ等を掲載していく。	B	人権推進室
2-8	人権関係施設における啓発事業	女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。	・LGBTに関する講演会(年間1回)を行い、性別にとらわれない生き方について市民啓発を行うことができた。 (参加者数 66人) ・はばたきセミナー等の広報啓発を行った。	・さまざまな人権問題に関する講演会を実施しており、計画的なテーマ設定による各施設での講演会を行う必要がある。 ・年間を通じて、男女共同参画に関するパネル展示を実施する。 ・来館者が多い事業に併せ、意識的に男女共同参画をテーマとした展示等を実施する。	B	人権推進室
2-8	高齢者教室	人権ふれあいセンター、教育集会所で実施する高齢者教室で、全ての人が性別による差別を受けない男女共同参画社会の推進を図る学習を推進するとともに、健康づくり効果、生きがい対策事業を実施し、高齢者の積極的な社会参加の促進を図る。	・高齢者デイサービス事業や手芸・創作教室等の文化教養講座を実施する中で、男女共同参画社会推進に向けた話題提供を行うなど事業を進めてきた。	・女性の人権をテーマにした事業内容に工夫を凝らし、みんなで男女共同参画について考える機会を設けていく。	B	人権推進室
3-13	健康相談	人権ふれあいセンター等において定期的に健康相談を実施。	・地元市民の方を対象に、保健師・栄養士による健康相談や健康教室を定期的に実施した。	・行事等を利用し、市民のニーズに合わせて健康相談・健康教室を実施していく。相談後、配慮の必要な相談者には連携して声かけを行う。	A	人権推進室
5-19	人権ふれあいセンター等における就職相談	・就職の相談に応じるだけでなく、女性の能力開発、学習の場の提供に努める。	・人権ふれあいセンター職員がハローワークやジョブパークを訪問し、説明を受けるなど連携を深め、相談対応や情報提供を行った。(必要に応じてハローワークへの同行訪問なども実施する)また、人権ふれあいセンターにおいて、パソコン教室を実施し、女性の能力開発、学習の場を提供した。	・今後もジョブパークや府若者就業支援センター等と連携をより深め、女性の能力開発、学習の場の提供に努める。	B	人権推進室

平成29年度 男女共同参画推進にかかる事業調査結果(全部署及び関係する全部署関係)

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点
1-1	相談窓口の周知事業	女子トイレや窓口だけでなく、各施設で手に取りやすい場所に「DV相談支援カード」を設置する。	相談カード設置箇所数 327箇所(H30.3月末現在)	
2-7	市刊行物における表現の配慮	男女共同参画の視点から、市の刊行物の表現を点検する。	・各種刊行物の発行に当たっては、課内研修を実施する。課内全員で点検するなど、男女共同参画の視点から表現・イラスト等に配慮した作成に努めた。	男女共同参画について理解し、互いに尊重し合う人権意識をもち表現できるように、常に職員間で研鑽を積む。
2-10	市職員研修	年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	・男女共同参画に関する部課内研修の実施(5部署12回実施：平成30年2月末時点)	今後も各課において人権研修に取り組むとともに、派遣研修も行うことにより人権意識の向上に努めていくようにする。
5-17	超過勤務の縮減	労働時間の短縮により仕事と家庭の両立支援を図り、健康で豊かな生活を送るワーク・ライフ・バランスが実現した社会を目指す。 ・幹部職員が率先した定時退庁 ・超過勤務時間の縮減のための意識啓発等 ・ノー残業デーの実施、強化 ・業務改善	平成29年度を時間外勤務縮減再出発年と位置づけ、全部署に縮減対策調査(業務見直し計画)の作成と取組みの徹底、ノー残業デー、ノー残業ウィークの実施及び繁忙期の臨時職員の雇用により、超過勤務の削減を行った。 平成29年度の実績 13.6時間/月	今後さらに事務の簡素化・合理化に努めていくようにする。
5-17	次世代育成支援対策 特定事業主行動計画の推進	・次世代育成支援に係る啓発資料の作成、配布 ・育児休業等の取得促進、取得後の円滑な職場復帰の支援 ・男性職員による積極的な制度の活用 ・代替要員の確保 ・家庭・男女の役割についての意識啓発 ・超過勤務の縮減 ・休暇の取得促進 子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組(女性職員を対象とした取組、管理職等を対象とした取組)	特定事業主行動計画を作成し、事業主としての取組みを推進するとともに、平成27年4月に改訂した「職員のための子育て支援ハンドブック」により職員への周知・啓発を行った。 また、本市独自に「福知山市育児休業等復帰支援プログラム」を新設し、産前休暇前に所属長から育休取得予定者等に積極的な支援を行なった。	
6-21	審議会等への女性委員の登用	行政委員会、審議会等市長の付属機関、その他の協議会への積極的な女性の登用。	・審議会等への女性の参画状況28.5% (H30.3月末現在)	
6-21	各種計画、方針決定等への市民意見の反映	パブリックコメント等を用い、計画立案時や意思決定時に、市民の意見を反映できる手法の確立。		
6-22	市幹部職員への女性登用	・女性が働きやすい環境を整備し、女性の管理職登用を積極的に進め、女性管理職比率の維持・向上を図る。(女性職員比率33%) ・女性職員に対する多様なロールモデル(模範となる職員)、キャリアパス(目標となる職位や職務に就くために必要な一連の業務経験やステップ・配置異動などのルール)の紹介や女性同士のネットワークの構築を進める取組並びに本市キャリアアップサポート(人事考課制度)の効果的活用により、女性が昇進意欲を持てるよう支援するとともにマネジメント力の向上に努める。	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に基づき、計画的に女性管理職の登用を進める。 管理職414人中、女性の管理職は121人(女性登用率29.2%)となっている。 ※病院医療職含む	今後さらに女性の登用に努めていくようにする。
6-22	女性の職域拡大、職務分担の見直し	職務分担や職場習慣において、性別による偏りがなく、偏りが職場慣行として定着していないかを点検し、必要に応じ見直しを行う。	・現在性別による職務分担や配置は行っていない。	

資 料

審議会等への女性の参画状況調査表

H30年3月31日現在

行政委員会等 (自治法第180条の5)

() 内はH29年3月31日現在

	名 称	総数	内女性数	29年度比率	28年度比率
1	教育委員会	4 (4)	2 (2)	50.0%	50.0%
2	選挙管理委員会	4 (4)	1 (1)	25.0%	25.0%
3	公平委員会	3 (3)	1 (1)	33.3%	33.3%
4	監査委員	2 (2)	0 (0)	0.0%	0.0%
5	農業委員会	19 (36)	3 (2)	15.8%	5.6%
6	固定資産評価審査委員会	6 (6)	1 (1)	16.7%	16.7%
	計 6	38 (55)	8 (7)	21.1%	12.7%

附属機関 (自治法第202条の3、条例で設置されている審議会、協議会等)

7	防災会議	14 (14)	0 (0)	0.0%	0.0%
8	民生委員推薦会	12 (12)	3 (3)	25.0%	25.0%
9	国民健康保険運営協議会	16 (16)	6 (5)	37.5%	31.3%
10	公民館運営審議会	16 (16)	2 (4)	12.5%	25.0%
11	図書館協議会	11 (12)	6 (7)	54.5%	58.3%
12	青少年問題協議会	21 (21)	3 (2)	14.3%	9.5%
13	都市計画審議会	18 (17)	2 (3)	11.1%	17.6%
14	文化財保護審議会	11 (10)	2 (2)	18.2%	20.0%
15	公設地方卸売市場運営協議会	12 (12)	2 (2)	16.7%	16.7%
16	介護認定審査会	48 (46)	24 (22)	50.0%	47.8%
17	社会教育委員会議	8 (8)	3 (3)	37.5%	37.5%
18	スポーツ推進委員会	22 (22)	11 (11)	50.0%	50.0%
19	学校保健衛生対策委員会	14 (14)	7 (7)	50.0%	50.0%
20	特別職報酬等審議会	8 (8)	3 (3)	37.5%	37.5%
21	市営住宅入居者選考委員会	6 (6)	2 (2)	33.3%	33.3%
22	農村計画審議会	18 (18)	4 (4)	22.2%	22.2%
23	予防接種健康被害調査委員会	6 (6)	0 (0)	0.0%	0.0%
24	明るい選挙推進協議会	61 (58)	11 (7)	18.0%	12.1%
25	環境審議会	10 (10)	2 (2)	20.0%	20.0%
26	交通安全対策会議	- (14)	- (1)	-	7.1%
27	高齢者対策協議会	26 (26)	7 (6)	26.9%	23.1%
28	公務災害補償等認定委員会	5 (5)	2 (2)	40.0%	40.0%
29	公務災害補償等審査会	3 (3)	1 (1)	33.3%	33.3%
30	少年補導センター運営委員会	17 (17)	4 (5)	23.5%	29.4%
31	休日急患診療所運営委員会	7 (7)	0 (0)	0.0%	0.0%
32	病院事業運営協議会	11 (11)	1 (1)	9.1%	9.1%
33	情報公開・個人情報保護審査会	5 (5)	1 (1)	20.0%	20.0%
34	福知山市国民保護協議会	25 (25)	1 (1)	4.0%	4.0%
35	男女共同参画審議会	10 (10)	6 (6)	60.0%	60.0%
36	障害者介護給付費等支給認定審査会	5 (5)	1 (1)	20.0%	20.0%
37	福知山市法令遵守審査会	3 (3)	1 (1)	33.3%	33.3%

38	福知山市子ども・子育て会議	13 (15)	6 (8)	46.2%	53.3%
39	福知山市景観審議会	16 (16)	5 (6)	31.3%	37.5%
40	福知山市展運営委員会	14 (14)	1 (1)	7.1%	7.1%
41	福知山老人ホーム入所判定委員会	5 (5)	1 (0)	20.0%	0.0%
42	福知山市健康づくり推進協議会	15 (15)	3 (5)	20.0%	33.3%
43	福知山市人権問題協議会	28 (28)	8 (7)	28.6%	25.0%
44	福知山市地域包括支援センター運営協議会	11 (11)	4 (4)	36.4%	36.4%
45	福知山市地域自立支援協議会	24 (24)	3 (5)	12.5%	20.8%
46	福知山市地域公共交通会議	13 (13)	0 (0)	0.0%	0.0%
47	福知山市入札監視委員会	3 (3)	1 (0)	33.3%	0.0%
48	福知山市入札制度改革等検討委員会	4 (4)	0 (0)	0.0%	0.0%
49	福知山市医師養成確保奨学金等貸与決定等審査会	4 (4)	0 (0)	0.0%	0.0%
50	福知山市有償運送運営協議会	21 (21)	1 (1)	4.8%	4.8%
51	福知山市行政改革推進委員会	6 (5)	2 (1)	33.3%	(20.0%)
52	福知山市ジュニア文化賞選考委員会	9 (9)	0 (1)	0.0%	(11.1%)
53	指定管理者選定等委員会	18 (18)	0 (0)	0.0%	(0.0%)
54	福知山市子ども発達支援相談ステーションくりのみ園運営委員会	12 (12)	6 (7)	50.0%	(58.3%)
55	福知山市地産地消推進協議会	19 (19)	4 (2)	21.1%	(10.5%)
56	福知山市教育支援委員会	125 (122)	70 (67)	56.0%	(54.9%)
57	福知山市いじめ防止対策委員会	4 (4)	2 (2)	50.0%	(50.0%)
58	スポーツ賞選考委員会	6 (6)	0 (0)	0.0%	(0.0%)
59	公立大学法人福知山公立大学評価委員会	5 (5)	1 (1)	20.0%	(20.0%)
60	福知山市行政不服審査会	3 (3)	1 (1)	33.3%	(33.3%)
61	地域福祉計画策定委員会	24 (24)	10 (10)	41.7%	(41.7%)
62	指定管理者制度第三者評価委員会	5 (5)	0 (0)	0.0%	(0.0%)
	計 56	856 (862)	247 (244)	28.9%	28.3%

附属機関（条例で設置されている審議会・協議会等で常設でないもの）

福知山市三和荘運営審議会	—	—	—	—	—
合計	894 (917)	255 (251)		28.5%	27.4%

福知山市行政委員会及び附属機関以外の協議会等への女性の参画状況調査表

1. 委員会・協議会（要綱・規程等で設置されているもの）（ ）内は平成29年3月31日現在

No.	名 称	委員数		内女性数		比率		任期	要綱等の有無	選出方法
			()		()		()			
1	福知山市市民憲章推進協議会	22	(25)	6	(7)	27.3%	(28.0%)	2	有	立候補
2	福知山市献血推進協議会	65	(65)	3	(3)	4.6%	(4.6%)	2	有	各団体より選出
3	人にいちばん近いまちづくり推進会議	10	(10)	2	(3)	20.0%	(30.0%)	1	有	各団体より選出
4	神谷開発委員会	19	(19)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	市長の任命・委嘱
5	福知山緑化推進委員会	22	(22)	4	(3)	18.2%	(13.6%)	1	有	推薦
6	福知山市要保護児童対策地域協議会	27	(27)	9	(10)	33.3%	(37.0%)	2	有	推薦
7	福知山市有害鳥獣対策協議会	17	(17)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	2	有	推薦
8	福知山市夜久野町養豚団地環境保全委員会	13	(13)	1	(0)	7.7%	(0.0%)	2	有	市長の委嘱
9	福知山市まち・ひと・しごと・あんしん創生有識者会議	19	(21)	4	(3)	21.1%	(14.3%)	1	有	産官学金労言各分野より選出
10	福知山市ダイオキシン類対策委員会	7	(7)	1	(1)	14.3%	(14.3%)	2	有	市長の任命または委嘱
11	福知山市職員分限懲戒等審査会	5	(5)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	市長が委嘱
12	福知山市鉄道利用増進協議会	15	(15)	1	(1)	6.7%	(6.7%)	—	有	団体代表
13	福知山市生活安全推進協議会	24	(24)	2	(3)	8.3%	(12.5%)	—	有	団体代表
14	福知山市暴力追放推進協議会	36	(36)	1	(2)	2.8%	(5.6%)	—	無	団体代表
15	福知山市空家対策協議会	9	(9)	2	(3)	22.2%	(33.3%)	2	有	団体推薦
	合 計	310	(315)	36	(39)	11.6%	(12.4%)			

新たに設置されたもの

No.	名 称	委員数		内女性数		比率		任期	要綱等の有無	選出方法
			()		()		()			
16	福知山市住民自治検討会議	12	—	0	—	0.0%	—	1	有	団体推薦及び市民公募
17	福知山市防災情報伝達に係る基本構想検討会議	13	—	0	—	0.0%	—	1	有	市長の委嘱
18	「知の拠点」整備構想検討委員会	7	—	0	—	0.0%	—	7ヶ月	有	学識経験者及び有識者から選出
19	福知山市文化芸術振興基本方針策定委員会	15	—	5	—	33.3%	—	2	有	文化分野から選出及び市民公募
20	福知山市スポーツ推進計画意見聴取会議	13	—	3	—	23.1%	—	2	有	スポーツ分野から選出及び市民公募
	合 計	370	(315)	44	(39)	11.9%	(12.4%)			

2. 職員による内部組織

	名 称	委員数		内女性数		比率		任期	要綱等の有無	選出方法
1	福知山市企画会議	21	(21)	1	(1)	4.8%	(4.8%)	—	有	庁内充職
2	福知山市課長会議	19	(19)	3	(2)	15.8%	(10.5%)	—	有	〃
3	福知山市事務改善委員会	19	(19)	3	(2)	15.8%	(10.5%)	—	有	〃
4	福知山市IT推進本部会議	23	(22)	1	(1)	4.3%	(4.5%)	—	有	〃
5	福知山市安全衛生委員会	9	(9)	2	(2)	22.2%	(22.2%)	1	有	市長の任命、職員 団体推薦
6	福知山市職員表彰審査委員会	7	(7)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	市長の任命
7	福知山市職員互助会理事会	13	(13)	6	(5)	46.2%	(38.5%)	2	有	選挙による
8	福知山市健康危機管理対策本部	25	(24)	1	(1)	4.0%	(4.2%)	無期限	有	各所選出
9	福知山市保健師連絡会	36	(34)	34	(33)	94.4%	(97.1%)	無期限	無	
10	福知山市男女共同参画推進会議	25	(24)	10	(9)	40.0%	(37.5%)	—	有	任命
11	福知山市男女共同参画推進会議幹事会	18	(18)	9	(9)	50.0%	(50.0%)	2	有	各部からの選出
12	福知山市職員人権人材バンク（第6期）	22	(22)	7	(8)	31.8%	(36.4%)	1	有	部推薦
13	福知山市人権施策推進本部	19	(19)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	充職
14	福知山市人権施策推進会議	19	(19)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	充職
15	職員社会啓発部会	10	(10)	1	(1)	10.0%	(10.0%)	1	有	充職
16	福知山市消防本部消防職員委員会	9	(9)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	消防長の指名、所 属職員の推薦
17	福知山市消防安全衛生委員会	9	(9)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	消防長の任命
18	福知山市上下水道部安全衛生委員会	7	(8)	0	(1)	0.0%	(12.5%)	1	有	管理者が任命、労 働組合推薦
19	市立福知山市民病院安全衛生委員会	10	(10)	4	(4)	40.0%	(40.0%)	1	有	委嘱
20	福知山市自治功労者表彰審査委員会	5	(5)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	副市長・部長・教 育長・市議会推薦
21	福知山市牛海綿状脳症（BSE）等対策協議会	11	(11)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	—	有	
22	福知山市牛海綿状脳症（BSE）等対策本部	26	(26)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	—	有	
23	福知山市法令遵守推進委員会	15	(15)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	2	有	規則で委員が規定
24	人材育成部会	6	(6)	0	(2)	0.0%	(33.3%)	1	有	庁内充職
25	福知山市建設工事等指名選定員委員会	9	(10)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	庁内充職
26	福知山市物品購入指名選定委員会	10	(11)	0	(1)	0.0%	(9.1%)	1	有	庁内充職
27	福知山市高病原性鳥インフルエンザ対策協議会	11	(11)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	—	有	
28	福知山市高病原性鳥インフルエンザ対策本部	26	(26)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	—	有	
29	福知山市新型インフルエンザ等対策本部	22	(21)	1	(1)	4.5%	(4.8%)	無	有	庁内充職
30	福知山市元気出す地域活力支援事業補助金選考委員会	7	—	0	—	0.0%	—	無	有	庁内充職
	合 計	468	(458)	83	(83)	17.7%	(18.1%)			

重要項目の数値目標に対する実績(はばたきプラン2011 後期計画 第4章)

課題	項目	現 状 (プラン策定時)	2020年度目標 (H32年度)	H29年度実績	備 考
女性暴力 人権に 対する 根絶の 重と	相談窓口案内 カードの設置場所	315か所 (H27年度)	500か所	327か所	
働く場 男女共 同参画 の推進	男性市職員の 育児休業の取得者数	4人 (H28年3月31日 現在)	10人	6	プラン策定時から の累計
	ワーク・ライフ・バランス の推進に向けた市職員の 残業時間の削減	一人当たり 17.1時間/月 (平成27年度)	一人当たり 12時間/月	一人当たり 13.6時間/月	
	男性市職員の 部分休業の取得者数	1人 (H28年3月31日 現在)	15人	1	プラン策定時から の累計
の政 場策 参へ 画の方 の女針 促性決 進の定	審議会等の女性比率	25.6% (H28年3月31日 現在)	30%	28.5%	
	女性委員のいない 審議会数	16 (H28年3月31日 現在)	4	11	
	市役所の係長級以上の 女性職員比率	30.6% (H28年3月31日 現在)	33.0%	29.2%	

福知山市男女共同参画推進条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第7条）
- 第2章 基本的施策（第8条―第17条）
- 第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等（第18条―第21条）
- 第4章 福知山市男女共同参画審議会（第22条）
- 第5章 雑則（第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、本市並びに市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に実施し、性別による差別のない真に人権が尊重された男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に社会の利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差が生じている場合において、その格差を是正するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (4) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 市内において学校教育その他の生涯にわたる教育の分野において教育活動を行う者をいう。
- (6) 市民等 市民、事業者及び教育に携わる者をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の親密な関係にある男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、互いにその人権を尊重すること。
- (2) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、一人一人がその個性と能力を社会のあらゆる分野で発揮できる機会が確保され、自立した個人として自己

の意思によって行動し、かつ、責任を負うこと。

- (3) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等によって、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、当該活動以外の活動と両立ができるようにすること。
- (6) 学校教育その他の生涯にわたる教育において、性別にとらわれず個人としての能力と適性がはぐくまれることを基本とした取組が図られること。
- (7) 男女が互いの性についての理解を深め、妊娠、出産その他性と生殖に関して、自己決定が尊重され、かつ、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。
- (8) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組との協調の下に行われること。

（本市の責務）

第4条 本市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 本市は、男女共同参画の推進に当たり、市民等及び国、京都府その他の地方公共団体と相互に連携及び協力を図るよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画の推進に努めるとともに、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり男女共同参画の推進に努めるとともに、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育に携わる者の責務）

第7条 教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を考慮し、その教育活動を行うに当たり基本理念に配慮した教育の推進に努めなければならない。

2 教育に携わる者は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

（男女共同参画に関する基本的な計画）

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第22条第1項に規定する福知山市男女共同参画審議会に諮

問するものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 市長は、必要に応じ基本計画を変更するものとする。

5 第2項及び第3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(教育及び人材育成)

第9条 本市は、学校教育その他の生涯にわたる教育を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 本市は、男女共同参画を推進する指導者を育成するため、研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等との協働)

第10条 本市は、市民等が行う男女共同参画の推進のための活動を促進するため、必要に応じ市民等と協力して活動するものとする。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第11条 本市は、事業者に対し、その雇用における男女共同参画の推進に向けた活動を支援するため、学習機会の設定及び情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、事業者に対し、男女共同参画の推進に関する取組の状況について必要に応じ報告を求めることができる。

(財政上の措置)

第12条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第13条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び効果について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(行政委員会等の委員への女性の登用)

第15条 本市は、執行機関である委員会の委員若しくは委員又は附属機関である審議会等の委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、政策の決定過程への女性の参画を推進するため、積極的改善措置を講ずることにより、女性の登用を図るものとする。

(推進体制)

第16条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するために必要な体制を整備するものとする。

(拠点施設)

第17条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するための施設の整備に努めるものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等

(性別による人権侵害の禁止)

第18条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず、性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、学校、地域その他のあらゆる場にお

いて、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意事項)

第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(苦情等の申出への対応)

第20条 市民等は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情、意見、要望等があるときは、本市に申し出ることができる。

2 本市は、前項の申出を受けたときは、必要に応じ第22条第1項に規定する福知山市男女共同参画審議会の意見を聴き、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(相談の申出への対応)

第21条 本市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関する市民等からの相談の申出に対し、相談体制を整備し、関係機関と連携及び協力を行い、当該被害者を救済する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 福知山市男女共同参画審議会

(福知山市男女共同参画審議会)

第22条 男女共同参画に関する重要な事項を調査審議するため、福知山市男女共同参画審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、第8条第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)及び第20条第2項に規定する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画の推進に関する事項について市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

5 男女のいずれか一方の委員の数は、総数の10分の4未満であってはならない。

6 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている福知山市男女共同参画計画は、第8条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

～ワーキングルームの紹介～



男女共同参画センターのワーキングルームの壁面飾りを春らしく模様替えしました。ボールプールや木のおもちゃ、絵本コーナーもあるので、お子様も一緒に御利用ください。



予約不要♪
だれでも利用OK♪



はばたきセミナー第4講座

「パパをイクメンにする方法～家事・育児・ワークライフバランス～」の報告

日時：平成29年2月24日（金）午後7時～8時30分

講師：福井 正樹さん（WLBC関西 コンサルタント、NPO法人ファザーリング・ジャパン中国 顧問）



参加者の声（一部抜粋）

★出産・育児をひかえて、とても参考になりました。自分で意識して夫と分担して育児をしていこうと思います。

★スキンシップをしっかりとっていこうと思いました。ダラダラと仕事をせず、仕事をきちっと管理して終わらせ、家庭に関わる！

平成29年1月1日施行

だんじょこようきかいきんとうほう かいせい
男女雇用機会均等法が改正され、

しよくば
職場におけるLGBTへのセクシュアルハラスメントが記しるされました。

LGBTって？

せい かの しょうすうは ひと せいてきしょうすうしゃ
性のあり方（セクシュアリティ）が少数派の人たちのことを性的少数者（セクシュアル・マイ
ノリティ）と言います。総称としてLGBTと呼びます。

L

レズビアン、

じよせい どうせいあいしや
女性の同性愛者

G

ゲイ、

だんせい
男性の同性愛者

B

バイセクシュアル、

りょうせいあいしや
両性愛者

T

トランスジェンダー、からだ こせきじょう
身体や戸籍上の性別に対して違和感いわかんがあり、それとは異なる
性別として扱あつかわれたいと望のぞむ人

セクシュアルハラスメントって？

じょうだん しょくじ しつよう ふひつよう せっしょく い はん
性的な冗談じょうだんやからかい、食事やデートへの執拗しつような誘い、身体への不必要な接触ふひつようなど、意に反いはんす
る性的言動げんどうが行われ、

きよひ かいこ こうかく げんきゅう
それを拒否きよひしたことで解雇、降格、減給な
どの不利益ふりえきを受けること

ふかい
職場の環境ふかいが不快になること

たとえば……

じ むしよない しゃちよう ひ しゃいん わだい はな つた
○事務所で、社長が日ごろから社員の性的な話題を話していた。不快なのでやめてほしいと伝え
ると降格された。

だれ かね かつ さわ あたま どうりよう へいき
○誰にでもあいさつ代わりに肩を触ったり、頭をなでたりする同僚がいる。みんなは平気なよう
だが、私は不快に感じている。

○同僚が社内で私の性的な内容のうわさを流した。そのうわさが気になり、仕事に集中できない。

ほか
※他の人が不快に感じていなくても、性的言動を受けた人が不快に感じるとセクシュアルハラスメン
トです。

職場って？

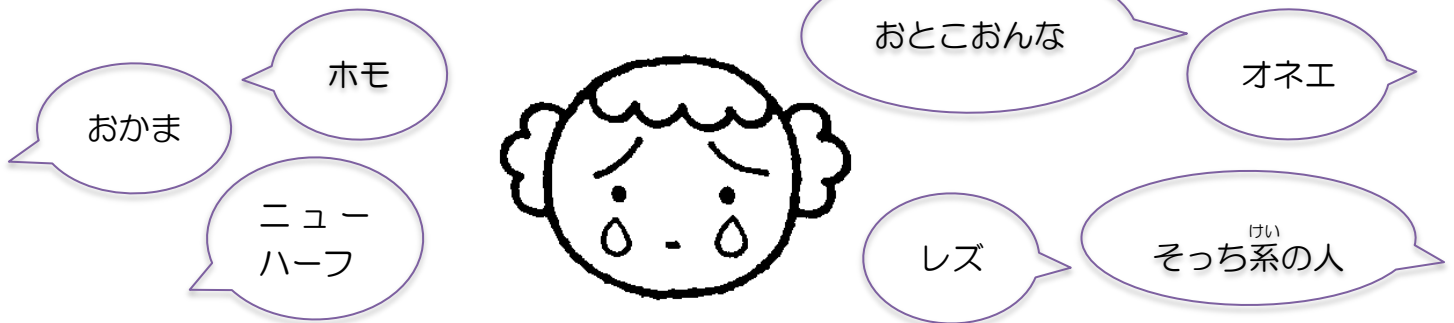
- ^{はたら}んだん働いている^{ばしょ}場所
○^{とりひきさき}取引先の^{じむしょ}事務所
○^{しゅっちょう}出張先
○^{こきゃく}顧客の^{じたく}自宅
○^{ぎょうむ}業務で使用する^{くるま}車の中
○^{えんかい}アフターファイブの^{えんちよう}宴会（^{かんばん}業務の延長と考えられるもの）など
（参考：厚生労働省・都道府県労働局「職場でつらい思いしていませんか？」）

セクシュアルハラスメントって男性から女性にするもの？ → ×

男性も、女性も、加害者にも被害者にもなり得ます。また、異性に対するものだけではなく、同性に対するものも該当します。

また、相手の性的指向（人の^{れんあい}恋愛・^{せいあい}性愛が^{せい}いずれの^{せい}性別を^{たいしやう}対象とするか）や性自認（性別に関する^{じにん}自己意識）にかかわらず、該当することがあります。

つか 使わないほうがいい言葉

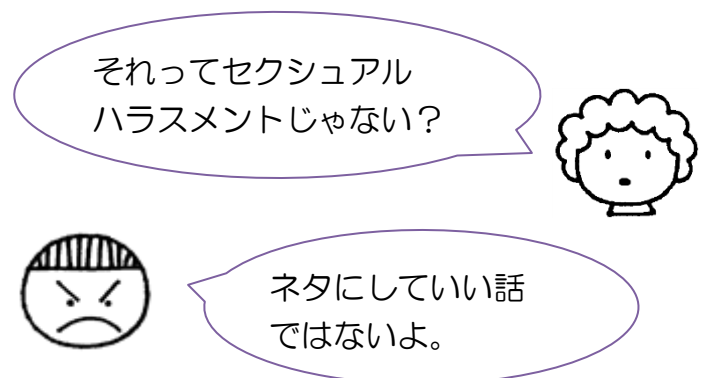


このような言葉を使ったことはありませんか？

このような言葉は、侮蔑的なニュアンスを含むことがあり、言われた人は傷つきます。セクシュアルハラスメントの背景にもなりえますので、使わないようにしましょう。

セクシュアルハラスメントをスルーしないで

性的言動に傷ついていても、嫌だという気持ちを伝えることが難しい場合があります。何も言えずに困っているかもしれません。そんな場面に出くわしたらスルーしないで、「それっておかしいんじゃない？」と声をあげましょう。



そうだんまどぐち 相談窓口について

福知山市では、専門カウンセラーによる相談を実施しています。言いたくないことは言わない、答えられない権利も尊重します。1人で悩まず、安心して相談してください。（日程などは裏面に載せています。）

5月～6月イベントなどのお知らせ

6月23日(金)～29日(木)は
男女共同参画週間です。

平成29年度のキャッチフレーズは

「男で○、女で○、共同作業で◎。」

です。誰もが職場、学校、家庭でそれぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するために、私たちができることについてこの機会に考え、行動しましょう。

男女共同参画週間展示

期間：6月23日(金)～29日(木)

場所：男女共同参画センター

エレベーター前

内容：男女共同参画に関する展示

男女がともに考えるはばたきセミナー

日にち：6月27日(火)

時間：午後7時30分～9時

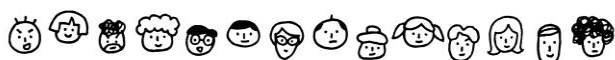
テーマ：セクシュアリティって何だろう

～性別の垣根を越えて～

講師：近藤 由香さん

(NPO法人QWRC)

保育：無料。6月13日(火)までに人権推進室にお申し込みください。



性別に関わらず、一人ひとりの人権が尊重され、自分らしく生きることができるよう、一緒に学びましょう。

女性相談(木曜日) **無料**

日にち：5月11日・25日、
6月1日、15日、29日

時間：午後1時～4時

※1人1時間、各日3人まで(要予約)

場所：男女共同参画センター

女性弁護士による女性法律相談(水曜日) **無料**

日にち：5月17日、6月21日

時間：午後1時～4時

※1人45分、各日4人まで(要予約)

※原則1人1回。

場所：男女共同参画センター

性別にこだわらない相談(木曜日) **無料**

日にち：6月15日

時間：午後1時～4時

※1人1時間、各日3人まで(要予約)

場所：男女共同参画センター

※性別にこだわらず、どなたでも相談していただけます。



お問い合わせ

福知山市市民人権環境部

人権推進室・男女共同参画センター

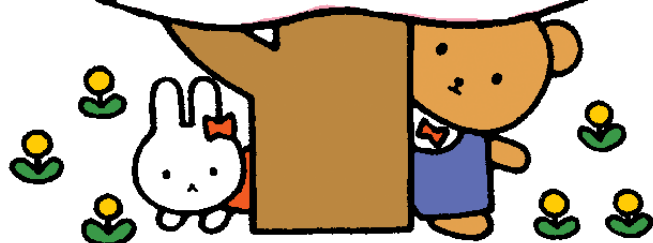
福知山市字内記100番地

ハピネスふくちやま3階

TEL 0773-24-7022

FAX 0773-23-6537

E-mail jinken@city.fukuchiyama.lg.jp



はばたきセミナー第1講座「セクシュアリティって何だろう～性別の垣根を越えて～」の報告

日にち：平成29年6月27日（火）、講師：近藤 由香さん、参加者：44人

多様なセクシュアリティについて学び、体験談を話していただきました。まずは知ること、そして理解を広げていくことが大事です。

男女共同参画センターで多様なセクシュアリティについての展示や性別にこだわらない相談を実施しています。

参加者の声（一部抜粋）



★なかなか知らない、分からないテーマについて、よく知ることができてよかった。多様性があることを忘れずにいたいです。

★「自分の自由を認めてほしければ、他人の自由も認める」という言葉が出てきましたが、人権問題を考える上でキーワードかなと思います。自分も人も大切にすること、この基本的なことをあらためて考える機会となりました。



★無意識に、男性は女性を好きになる、身体の性と心の性は同じ、というような決めつけから来る言葉を発することがあったと反省です。いろいろな機会に“性のあり方は人それぞれ”ということ伝えていこうと思います。

はばたきネットワーク学習会の報告

日にち：平成29年7月14日（金）

参加者：24人

平成26年度福知山市男女共同参画社会に関する意識調査結果などをもとに、福知山市の男女共同参画の推進状況について学習しました。

※人権推進室では、意識調査結果や男女共同参画に関する年次報告書を希望者にお渡ししています。お気軽に御連絡ください。



～ハピネスふくちやま みどりのカーテン～



5月下旬、ハピネスふくちやま2階にゴーヤを植えました。

毎日水をやり、みどりのカーテンができました♪

みどりのカーテンは、日差しをさえぎることで室内温度の上昇を抑え、省エネに役立ちます。

暑い日が続いていますので、みなさん体調に十分気をつけてください。

～マイナンバーカードについて～

○マイナンバーとは

- にほんこくない ぜんしゅうみん してい つうち けた ほんごう
・日本国内の全住民に指定・通知されている12桁の番号です。

○マイナンバーカードとは

- こ しんせい こうふ かおじゃしん い
・マイナンバーの通知後、申請により交付される顔写真入りのカードです。

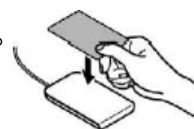


○マイナポータルとは

- しこうらんよう かいし ぎょうせいきかん りょうじょうきょう
・7月18日から試行運用が開始されています。行政機関などでの自分の情報の利用状況や情報自体の確認、行政機関などからのお知らせの確認ができます。

- ・パソコン、マイナンバーカード、ICカードリーダライタがあれば利用できます。

※ICカードリーダライタは、家電量販店等で数千円で購入できます。



ICカードリーダライタ

○代理人設定について

- どうろく ひ ていきょう きろく
・マイナポータルで代理人を登録すると、被代理人の情報提供の記録を見ることができるようになります。

- さいだい ゆうこう かいじょ
・登録日から最大2年間有効です。登録の解除はいつでも行うことができます。
ひ
被代理人と代理人のどちらからでも解除することができます。



ぎゃくたいなど ひがいしゃ かがい に かた
DV・虐待等の被害者で、加害者から逃げておられる方は、マイナンバーカードを利用することで、加害者に情報が伝わる恐れがあるため、御注意ください。



どのような時に加害者に情報が伝わってしまうことがあるの？

①マイナンバーカードを加害者のもとに置いたまま避難している場合。

②加害者を代理人設定している場合。

①や②に該当する場合、行政機関において各種手続きを行う際、注意が必要です。人権推進室へお申し出ください。



加害者に情報を知られたくないけれど、どうすればいいの？

- ① マイナンバーカードの停止やマイナンバーカードの再交付の手続き、必要に応じてマイナンバーの変更手続きをすることができます。
- ② マイナポータルでのアカウントの削除、代理人設定の解除ができます。

まずは、人権推進室に御相談ください。マイナンバーカードは作成していないが通知カードを被害者のもとに置いてきてしまった、不安がある、そのような場合も御相談ください。

福知山市女性活躍応援事業補助金制度(新設)のお知らせ

福知山市では、女性が地域や職場においてその個性と能力を十分に発揮して活躍することを推進するため、福知山市において女性の活躍の推進を図る事業を行う団体に対し、その事業に係る経費を一部助成する制度を新設しました。



✦ 補助対象団体

福知山市内において女性の活躍を推進するための事業を実施する民間団体のうち、「京都府女性活躍応援事業補助金」に採択された団体

✦ 補助対象事業

【職場】 職場における女性の活躍の推進を図るための事業

＜事業例＞

- ・フレックスタイム制度、在宅勤務制度等の導入
- ・女性社員の採用、管理職の登用拡大
- ・環境整備（トイレ・更衣室など女性社員の採用・登用促進に係るもの）

※12月27日（水）まで京都府で募集中です。

【地域】 地域における女性の活躍の推進を図るための事業

※5月31日（水）で京都府の募集が終了しました。

✦ 補助率・補助上限

京都府女性活躍応援事業補助金の補助対象経費のうち、自己負担部分の3分の2以内

【地域】 11万1千円（上限）

【職場】 16万6千円（上限）

9月～10月イベントなどのお知らせ

きぎょうけいはつ
はばたき企業啓発セミナー

マタハラ・パタハラの起こらない職場づくりに向けて

こようきかいきんとうほう いくじ かいご きゅうぎょう かいせい にんしん しゅっさん
男女雇用機会均等法、育児・介護休業法が改正され、平成29年1月から妊娠・出産・
育児休業等に関するハラスメントについても、防止措置を講じることが事業主に義務付けられ
ています。マタニティハラスメント、パタニティハラスメントについて一緒に学びましょう。



日にち：9月15日（金）午後1時30分～3時

場所：ハピネスふくちやま3階 会議室1

講師：菅原 幸子さん
（一般財団法人女性労働協会女性就業支援専門員）

参加：無料。予約不要。

協力：女性就業支援全国展開事業

こうえんないよう
～講演内容～

○マタハラ・パタハラとは
○母性健康管理とは

○妊娠から復職後までステージごとの取組ポイント
○職場のマタハラ・パタハラ対策

女性相談（木曜日）

日にち：9月14日・28日、10月12日・26日

時間：午後1時～4時

※1人1時間、各日3人まで（要予約）

場所：男女共同参画センター

女性弁護士による女性法律相談（水曜日）

日にち：9月20日、10月18日

時間：午後1時～4時

※1人45分、各日4人まで（要予約）

場所：男女共同参画センター

※原則1人1回。

男性のための電話相談（火曜日）

日にち：10月10日

時間：午後5時30分～7時30分

※1枠30分（要予約）

場所：男女共同参画センター

男女がともに考えるはばたきセミナー

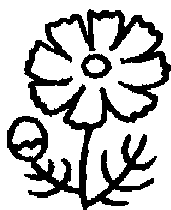
日にち：9月11日（月）時間：午前10時～11時30分

テーマ：笑いヨガとわいわいトーク

場所：夜久野子育て支援センター

講師：CHUートレイン

持ち物：バスタオル、飲み物

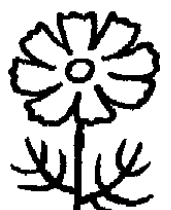


お問い合わせ・申し込み先

福知山市市民人権環境部人権推進室・男女共同参画センター

〒620-0035 福知山市字内記100番地ハピネスふくちやま3階

TEL 0773-24-7022 FAX 0773-23-6537



はばたき



11月は児童虐待防止推進月間

「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。

この機会に児童虐待防止や女性に対する暴力の防止について考え、暴力のない社会づくりを進めましょう。



最近よく聞く「リベンジポルノ」って？

リベンジポルノとは、恋人や配偶者との関係が終わってしまった人が、嫌がらせて、相手の裸の画像など、わいせつな画像や動画などをネット上に流出させることです。

※第三者に見られる前提のアダルトビデオやグラビア写真などは除きます。

リベンジポルノって何が危険なの？



◇知らないところで画像や動画が流出しているかも

ネットに載せられていても、被害者本人は気づいていない場合もあります。

◇ネットで拡散したら削除が困難

削除までに実際3日以上かかります。

一括削除できないので、1つ1つ削除要請が必要です。削除手続きをしている間に拡散します。

拡散自体を禁止する法律はありません。

◇わいせつ画像だけが対象

録音した声やキスをしている写真、愛し合ったことを描写した文章は対象ではありません。

◇単純所持はリベンジポルノ被害防止法の対象外

ネットで掲載・配信してはじめて犯罪となります。※ただし、盗撮や窃盗、児童ポルノは犯罪です。

◇外国のサイトに掲載されると個人での対応が困難

外国のサイトに掲載されると、日本の法律が適用されず、外国語で対応しないとけません。

◇恋人や元恋人はそんなことしないから大丈夫……？

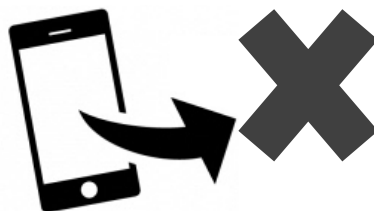
悪意がなくても、恋人や元恋人のスマートフォンやパソコンがウイルスに感染して流出する
とがあります。1度流出すると、半永久的にネットに掲載されてしまいます。家族や近所の人、
勤務先の人も見ることになるかもしれません。

被害にあわないためには、どうしたらいいの？

◇撮らない

◇送らない

◇撮らせない



恋人のいない子どもは大丈夫？ → **NO!**

SNSなどネットでの犯罪被害が過去最多です。

平成28年に、SNSなどネットを通じて児童買春や児童ポルノ等の犯罪被害にあった子どもは1,736人！また、自分で自分の裸の写真を撮って送信させられる被害にあった子どもは480人もいます。

子どもだから被害にあわない、ということはありません。ネット上での出会いには細心の注意が必要です。

(参考：警察庁・文部科学省「夏休みを迎える君たちへ～ネットには危険もいっぱい～」)

インターネットの危険性やリベンジポルノについてもっと知りたい！

という方は是非はばたきセミナー第3講座に御参加ください。

女性に対する暴力をなくす運動期間のイベントのお知らせ

男女がともに考える「はばたきセミナー」第3講座・インターネットと人権に関する府民講座
インターネットが生活の一部になり、多くの人々がインターネットを利用できる環境にある中で、あなたやあなたの周囲の人がいつリベンジポルノの被害にあってもおかしくありません。
インターネットの危険性やリベンジポルノについて知り、それらから身を守る方法を学びましょう。

日時：11月20日（月）午後7時～8時30分

会場：男女共同参画センター 会議室1

テーマ：インターネットが及ぼす危険性

～リベンジポルノから身を守るには～

講師：吉富 康成さん（京都府立大学大学院教授）



女性に対する暴力をなくすための展示

日にち：11月12日（日）～25日（土）

場所：図書館 中央館

ハピネスふくちやま1階

男女共同参画センター

展示：パープルリボンの木、女性に対する暴力をなくすためのメッセージなど

街頭啓発

日にち：11月14日（火）

時間：午前10時30分～11時

場所：イオン福知山店

女性が自ら被害に気づき、安心してまわりの人に相談できる環境づくりと、女性に対する暴力を容認しない社会の実現のために街頭啓発を実施します。

女性相談（木曜日）

日にち：11月2日・16日・30日

時間：午後1時～4時

場所：男女共同参画センター

※1人1時間、各日3人まで（要予約）

女性弁護士による女性法律相談（水曜日）

日にち：11月15日

時間：午後1時～4時

場所：男女共同参画センター

※1人45分、各日4人まで（要予約）

※原則1人1回。

性別にこだわらない相談（木曜日）

日にち：11月16日

時間：午後1時～4時

場所：男女共同参画センター

※1人1時間、各日3人まで（要予約）

男性のための電話相談（水曜日）

日にち：11月29日

時間：午後5時30分～7時30分

※1人30分、各日4人まで（要予約）

※パープルリボンについて

パープルリボンは「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルマークとして使われています。
パープルリボンを身につけることで、運動の趣旨への賛同を表明することができます。

はばたき企業啓発セミナー「マタハラ・パタハラを起こらない職場づくりに向けて」の報告

日にち：平成29年9月15日（金）午後1時30分～3時、参加者：53人

講師：菅原 幸子さん（一般財団法人女性労働協会 女性就業支援専門員）

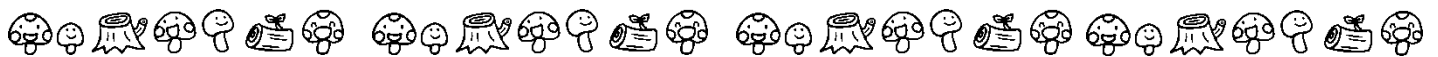
マタニティハラスメント、パタニティハラスメント（男性社員の育休取得や、育児のための短時間勤務などを妨げる行為や言動）の現状や防止のための取組、妊娠・出産期を支える法制度について学びました。

誰もが働きやすい職場環境を作るために、まずはマタハラ、パタハラ防止からはじめましょう。

<参加者の感想>



- まだマタハラが存在しているという事実には驚きました。今日の講演を今後活かしたいと思います。
- お互い様の精神を持ち、出産や育児は一人の問題ではないことをみんなが理解することが大切だと思いました。



お知らせ1 改正育児・介護休業法が10月1日から施行されました。

保育所に入れられない場合など、2歳まで育児休業が取得可能に

育児休業給付金の給付期間を延長した場合は、2歳までとなります。

子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などをお知らせ

事業主は、労働者やその配偶者が妊娠・出産したことを知った場合等に、個別に制度を周知するように努力義務が規定されました。

育児目的休暇制度の導入促進

事業主は、小学校就学に達するまでの子どもを養育する労働者が、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が規定されました。

育児・介護休業法の詳細な内容については、厚生労働省HPを御覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

お知らせ2 福知山市消防団 ぶくちやまファイヤーエンジェルスさんが京都府あけぼの賞を受賞されました。（表彰式の様子等を次回の情報紙でお知らせいたします。）

お問い合わせ・申し込み先

福知山市市民人権環境部人権推進室・男女共同参画センター

〒620-0035 福知山市字内記100番地八ピネスぶくちやま3階

TEL 0773-24-7022、FAX 0773-23-6537

はばたき

～ふくちやまファイアーエンジェルスさんが京都府あけぼの賞を受賞されました～

地域に密着したこれまでの防火防災活動に対する功績を評価され、この度の受賞となりました！

♥ファイアーガード隊

火災予防週間における街頭広報や学校などにおける救急指導を実施。ふれあいと笑顔を大切にしながら活動されています。

♥カラーガード隊

フラッグ演技で消防団をPRするとともに、安全・安心の大切さを伝える活動をされています。



※京都府あけぼの賞とは、男女共同参画による豊かな地域社会の創造に向けて、各分野の先駆的活躍で特に功績の著しい女性やグループに授与されるものです。

～女性に対する暴力をなくす運動の報告～

女性が自らの被害に気づき、安心して相談できる環境づくりと女性に対する暴力を容認しない社会の実現のため、毎年11月12日から25日を女性に対する暴力をなくす運動期間としています。その期間に合わせて、全国各地で集中的な啓発活動が行われ、本市においても、展示や街頭啓発を実施しました。

○展示の様子



図書館中央館、中央保健福祉センター、男女共同参画センターの3箇所で展示を実施しました。

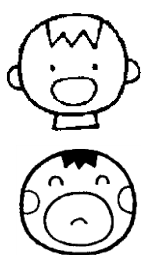
○街頭啓発の様子（イオン福知山店）



○男女がともに考える「はばたきセミナー」第3講座

インターネットが及ぼす危険性とリベンジポルノから身を守る方法について学びました。

参加者の感想（一部抜粋）



☆いろいろな情報を知ったり、勉強したりすることが大切だと思いました。いろいろな人権侵害にまず関心を持つことが大事だと思います。
☆憲法や法律の解説から実態まで、幅広く説明していただき、分かりやすかったです。



じんけん さまざまな人権問題について 考えてみませんか

ヘイトスピーチ、^{ゆる}許さない

ヘイトスピーチ^{かいしょう}解消^{ほうりつ しこう}のための 法律が施行されました

平成28年6月3日に、外国人に対する差別^{がいこくじん たい}的言動^{さべつ てきげんどう}の^{かいしょう}解消^{ほんぽうがいしゅっしんしゃ}を目的とした「本邦外出身者^{ほんぽうがいしゅっしんしゃ}に対する^{ふとう}不当な差別的言動の解消に向けた取組^{ふとう}の推進に関する法律」が施行されました。



「ヘイトスピーチ」という言葉を知っていますか？

ヘイトスピーチとは、特定の民族や国籍などの個人や集団に対して、差別言動や攻撃、脅迫、暴力などを行ったり、それをあおったりすることで、社会から排除しようとする行為であると言われています。

ニュースなどで、在日韓国・朝鮮人の方たちに対して「日本から出て行け」などと暴言を発しながら行進する光景をご覧になった方もいるのではないのでしょうか。

ヘイトスピーチは、社会に偏見や差別を広げ、人の尊厳を破壊し、時には心身を害するほどの言葉の暴力であり、極めて深刻な人権問題です。

ヘイトスピーチは決して許されません。

みんなで、お互いの人権を尊重しあう社会を共に築いていきましょう。

12月10日～

12月16日は
きたちょうせんじんけんしんがいのもんだい
「北朝鮮人権侵害問題」

啓発週間」

平成18年、国は12月10日
～16日を「北朝鮮人権侵害問題
啓発週間」と決めました。

拉致問題をはじめとした北朝鮮
当局による人権侵害問題は、国際
社会を挙げて取り組むべき課題と
されており、この問題について関心
と認識を深めることが重要です。

12月4日～10日は

「人権週間」

1948年12月10日、国際連合
の総会で、「世界人権宣言」が採択
されました。それを記念に、1950
年から、毎年12月10日を「世界
人権デー」と定めています。

また、「世界人権デー」を最終日
とする1週間(12月4日～10日)
を「人権週間」として、人権に関す
るさまざまな啓発活動を行ってい
ます。

人にいちばん近いまちづくり人権講演会を開催します

12月の人権週間推進事業として、人権尊重について考えていただくため、開催
します。ぜひご参加ください。

○とき／平成29年12月6日(水)午後7時～9時

○ところ／福知山市民ホール(ハピネスふくちやま4階)

○内容

<第1部>人権擁護委員による活動報告

<第2部>人権講演会

「これからの人権教育・啓発の課題
～部落問題をどう語り、伝えていくのか～」

講師／石元 清英さん(関西大学教授)

○定員／350人(当日先着順)

○入場／無料・予約不要

○その他／保育ルーム・要約筆記・手話通訳・磁気ループ

・赤外線補聴システムを準備しています。

■人権推進室(TEL24-7022 FAX23-6537)



12月～2月イベントなどのお知らせ ※実施場所は男女共同参画センター（市役所隣）

女性相談（木曜日）**無料**

日にち：12月14日、1月11日、
2月15日

時間：午後1時～4時

※1人1時間、各日3人まで（要予約）

女性弁護士による女性法律相談（水曜日）**無料**

日にち：1月17日

時間：午後1時～4時

※1人45分、各日4人まで（要予約）

※原則1人1回。

男性のための電話相談（木曜日）**無料**

「こんなこと格好悪くて誰にも言えない。」と相談できずに一人で悩んでいませんか？普段なかなか言葉にできないあなたの気持ちを、男性臨床心理士がお聴きします。

日にち：1月25日 時間：午後5時30分～7時30分※1枠30分、要予約（当日予約可）

はばたきフェスティバル期間事業

～第20回はばたきフェスティバル～

誰もが輝ける社会の実現のために～ともに広げよう、男女共同参画の輪～

日にち：1月21日（日）午前10時～3時30分

全体会：ジェンダー平等に向けた30年の歩み：日本とネパール

イベント：バザーや手作りコーナー、男性の料理教室、ワークショップなどを開催します。

※詳しくは、福知山市HPを御覧ください。



～男女がともに考えるはばたきセミナー・はばたきネットワーク学習会～

日にち：2月7日（水）【午前の部】午前10時～正午【午後の部】午後1時30分～3時30分

テーマ：誰もが安心できる避難所づくり体験～男女共同参画の視点から防災を考えよう～

講師：京都府男女共同参画センター なら京都

参加：無料。1月24日（水）までにお申し込みください。※保育ルームあります。

～はばたき企業啓発セミナー～

日にち：2月8日（木）午後1時30分～3時30分

講師：幸田 英二さん（人権ワークショップ研究会 代表）

テーマ：誰もが働きやすい職場とは？～職場での人権研修のススメ方～

参加：無料。予約不要。※保育を希望される方は1月25日（木）までにお申込ください。

お問い合わせ・申し込み先

福知山市市民人権環境部人権推進室・男女共同参画センター

〒620-0035 福知山市字内記100番地八ピネスふくちやま3階

TEL 0773-24-7022、FAX 0773-23-6537

